

第七十二回 参議院大蔵委員会 會議録 第十七号

昭和四十八年四月十九日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月十九日

辞任

山崎 五郎君
西田 信一君
柴田 榮君
鈴木 一弘君
渡辺 武君

補欠選任

斎藤 十朗君
高橋雄之助君
竹内 藤男君
矢追 秀彦君
塚田 大願君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 正明君
理事 嶋崎 均君
土屋 義彦君
野々山 一三君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
河本嘉久蔵君
斎藤 十朗君
高橋雄之助君
竹内 藤男君
津島 文治君
中西 一郎君
西田 信一君
松垣徳太郎君
船田 讓君
竹田 四郎君
戸田 菊雄君
成瀬 幡治君

國務大臣

大蔵 大臣 愛知 揆一君

政府委員

大蔵政務次官 山本敬三郎君
大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省理財局長 後藤 達大君
大蔵省銀行局長 吉田太郎一君
大蔵省國際金融局長 林 大造君
通商産業省公害保安局長 青木 慎三君
運輸省海運局長 佐原 亨君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

農林省構造改善局農政部長 今村 宣夫君
建設省計画局宅地部宅地政策課長 川上 幸郎君

参考人

税制調査会会長 東畑 精一君

本日の會議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○入場税の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、以上、四案を便宜一括して議題といたします。本日は、四案審査のため、参考人として東畑税制調査会会長に御出席をいただいております。東畑参考人には、御多忙中のご様子に御出席いただきありがとうございます。委員の質疑にお答えいただくという形式で御意見を伺いたいと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○山崎君 東畑先生に二、三お伺いをしたいと思っております。実は、先生の対談あるいは著書等若干読ませていただきました。その中に、われわれ税調というのは社会的な技師であって、国会はビジョンをもつとすべきではないかと。ある意味でいえば、国会議員に対する激励にも受け取れますし、もっと勉強せよという警告にも受け取れますし、あるいはまた税調の考え方をもう一つ聞きたいというふうにも聞こえますが、一連のそういう文章を読ませていただきました。私ももう大いに勉強しなければならぬと思っております。ただ、残念ながら、いまの国会のあり方というものは、政府がほとんど提案をいたしまして、そして提案するにあたりましては、それぞれの審議会の意見を聞いて出してくるという形をとっております。そして

国会におきましては、ほとんど修正が不可能のような状況にございます。そういう意味でいいますと、社会的な技師という表現ではございますが、税調の考え方というものが、ほとんど税制については決定的な要素ではないだろうか、そういう点をまず前提にしまして、二、三先生にお伺いしたいと思っております。

そこで、今後の税制の問題の中で、たくさんございまして、何と申しても、やはり一つは、所得税の減税であろう。二つ目には、法人税の増額の問題であろう。三つ目は、物品税あるいは入場税等の大衆課税についての問題であろう。四つ目には、新しく大都市の問題等が出てまいりまして、大都市の税制をどうするかという問題もあらうかと存じます。そこで、たいへんきょうは時間が少のうございまして、二、三に限って先生の御意見を伺いたい、こう思うわけであります。その一つは、所得税についてでございますが、この所得税につきましては、中身として私三つ指摘をしておきたいと思っておりますが、その一つは、累進税率制度をとっております。しかし、この累進税率制度をとっておりますが、比較的収入の低いほうにつきましては、税率の刻み方がきわめて多い。そして、そういうところに限って税率が急な変化を遂げているのではないだろうか、こう考えます。したがって、二、三計算したものを持っておりますが、私は、所得税に關しては、一つは、この累進税率そのものを検討すべき段階にきているのではないだろうか、こう考えます。それから、第二の問題としてしましては、最近控除額がだいぶ上がつてまいりました。しかし、先般自民党の橋本幹事長は、サラリーマンユニオンの代表とお会いをいたしました。来年ではありますけれども、二〇%から四〇%の控除を考える、必要経費として考える。これは二百万円までのもの、あるいは五百万円までのもの、五百万円以上と、

こう三つに分かれるようでありますが、この控除額の引き上げか、あるいはいま申し上げました率でやるのか、これは上積みをする、新聞には発表をされておりますが、これらについて先生としてどういうふうにお考えになるか、第二として聞いておきたい。

それから第三点は、これも先般衆議院の意見陳述の際に先生から、来年度は未成年者といいますが、二十未満の勤労者の税金については非課税にしたいんだという御発言があったようでありまして、そこで私は、具体的にお聞きをしたいんですが、二十未満ということになりますと、多額の所得を得る人もありますが、一般論としては勤労者だと思えます。そういう意味で言いますと、高校卒というのが一つの基準になつてきやせぬだろうかと思えます。そこで、私なりに計算をしてみますと、かりに昨年の人事院勧告をひとつ基礎にして計算をしてみますと、これに本俸が三万七千五百円でございまして、これに期末手当あるいは東京で申し上げますと、調整手当等々入れますと、大体一年間の収入は七十万円程度になります。一年たちますと、大体一〇%から一五%ぐらいは賃金が上がつておりますから、二十までかりに非課税にするるとすれば、勤労者の最低限度というものは、百万円前後にはならないのではないだろうか、こう数字的にはじいてみるのではないかと、この数字の意図で、来年度にむかへましてこの未成年の非課税制度をもしとすれば、一体幾らぐらいたまは税調としてお考えになるのか。

あわせて、未成年者も重要なことですが、長年働いて、いま年金がかなり問題になつておりますけれども、老人の収入につきましても、当然年少者と同様の扱いをすべきでないか、もっと具体的に言うなら、年金については、その人の収入がどうあれ、非課税にすべきものではないだろうか、こう考えるんですが、一応所得税につきましても、この三点について先生の御意見を伺つておきたい、こう思ふんです。

○参考人(東畑精一君) この所得税の累進税率につきましても、毎回というほどいつも税制調査会では検討いたしておられて、単に課税最低限を引き上げるといふこと以外に、まあいわゆる中堅層といひますか、はつきりした数字ちよつと忘れましたが、五百万円ぐらゐまでですか、のところが累進税率でだいぶ緩和をいたしました。一つで所得税の公平をはかるということとはなかなかできませんので、いつも課税最低限ですか、その引き上げ及びそれに見合う程度まで、その以上の人と見合うという形で累進税率を緩和していくとなつております。よほど、これでいけば下のほう、それから、中堅層の所得税は、つまり両方で緩和されてくるのではないかと、こう思つております。どちらを先にするかということになつてくると、これはちよつと抽象的に答えにくいと思ひますけれども、両々相まつということをやつております。

それから、控除の問題で自民党の幹事長がサラリーマン必要控除ですか、何か新聞に出たということですが、私不幸にして拝見してないんでありますけれども、つまり現在の、これは特に勤労所得であります、あの勤労所得控除でしたか、何といたか、給与所得控除というものは、なかなかこれやかましく言ひ出すと、いろいろ問題があると思ふんでありますけれども、やはり給与所得者のいひば必要経費とでもいひますか、給与所得独自の問題になつておる。そういう意味で、新しく必要経費を上積みするとか何とかといひお話をございまして、そういう複雑なことはどうも私あまり賛成しない。むしろ給与所得控除といふものを引き上げるとか、ということのほうが、すつきりした税制になるのではないかと、こう思つたりいたしております。

それから……

○委員長(藤田正明君) 参考人に申し上げますが、お足が悪いようですから、どうぞおすわりになつたままだけでございます。

○参考人(東畑精一君) そうしていいですか。どうもここに來るとこわいもんですから。(笑)質問のほうもそうしていただければ話がしやすいです。それから、じゃ、ありがとうございまして。

未成年のほうの問題も、実はそれほど考えていたことでもありませんで、正直に申し上げますが、この間の衆議院で、まあ非常に所得税を払う人間が多いといふお話だったんですが、多いこと自身は特に問題にならぬと思うのです。むしろ、そういうことについて考えなければならぬのは、他の形で導入したほうがいいんじゃないかということをもつておる。その一つは、未成年者が参政権を持つてない、こういう人が高額の税金を払つていけるものかと思うと、こういうことであつた。それ以上御質問がなかったもんですから、それだけのことで終わつたんであります。私の考えは、実は二重になつておりました、正直なところ一つは、未成年といふものを引き下げるといひますが、たしかアメリカは十八歳にしたとか聞いておりますが、日本も教育もずいぶん普及いたしましたので、ですから、未成年の定義といひますか、これもひとつ一方に下げていく。まあ十八か十九がいかに存じませんけれども、それと見合つて課税最低限といひますか、未成年者だからという特別なことじゃないに、まあ、給与所得控除とか、基礎控除といふものをすこしふやしていくという形で、未成年者が受け取つておる所得に見合うようになつていく。他方において未成年の定義をもつと下げていく。この両方であつたのだらう、一番公平にいくんではないか。また日本の現状に合ふんではないかと、こう思つておられます。いまの二十をもつて未成年だと、こういう考え方はないんでございまして、これもひとつ動的に考えていたきたいと、こう思つておられます。

老齢の問題、もう一つあります、これも福祉政策といふ点からいって、多少考えていただくのが当然だと思ひます。現に若干老年控除といふものがございますので、年金をもらつておるから、それをいふことになつてきますと、非常に複雑

な年金制度になるんじゃないかと思ふのです。だから、収入は収入として考えてやつていく。現に、たとえは私どもが、個人のことを申しては恐縮でございますが、実はよく存じなかつたんであります。自分でもいかに行つて初めてわかつたんであります。昔のあれで、所得制限といふことがあるのはもちろんであります。所得制限といふこと、総合所得税にももちろん入つています。そこまできておるのです。これはしかし、別の独立して恩給は恩給と考へていけば、そういうこと、当然なるのではないかと、こう思つておられます。で、あまり一つの税にいろいろなことを結びつけるということはいかかかと、こういう考えでおります。

○山崎昇君 いま未成年の年齢の引き下げの問題が出まして、これはイギリスあたりでは、十八歳にして参政権を与えるという考へがあるようにだけども、しかし先に先生の言われるように、十八歳まで下げたとしても、いま初任給で計算をしても、かりにこのものを非課税ということにするるとすれば、限度額は去年の人事院勧告で計算しました。最低七十万円程度まで上げないことにはどうにもならぬのではないだろうか。そうしますと、いま勤労者の所得控除といふのは、せいぜい四十五万か五十万円程度でございまして、ですから、来年度の税制を審議される際には、当然そのくらいまで上げざるを得ないであらう、そういう意味でいまお聞きした。したがつて、現実に未成年といへば、二十未満になつておられますから、二十歳までといふことになると、その二年間分ある程度見なければならぬから、そういう意味では、最低百万程度にせざるまい、こういうふうにお申し上げたのであつて、ぜひこの点は、きょうは先生に対する質問並びに御意見を伺うわけでありまして、どうつてことはありませんが、ぜひ今後の税調の審議の際に、その点御考慮をいただきたい、こう思ふところでありまして、

それから、次にお伺ひしておきたいのは、実は、

地方交付税の場合には、寒冷補正という形で、寒冷地帯に対しては特別の扱いをやっております。しかし、寒冷地帯に働いておる労働者が得る寒冷手当その他については、所得という形でこれまた税の対象になるわけです。そういう意味でいいますと、私は、控除があまりいろいろな形でふえることには多少の問題があるといいたしまして、寒冷地控除というものは考えてしかるべきものではなからうか、こう考えるわけです。国の政策をやる場合には、交付税で寒冷補正という補正係数を持つておるわけでありまして、当然そこで住まう生活については、税制の面から私は、寒冷地控除というのはあつてもいいんじゃないかと、こう考えますので、これもあとでお聞かせ願いたいと思います。

その次にお聞きしておきたいのは、これも実は一昨日愛知大蔵大臣とかなりやり合った問題であります。大蔵省の見解と称して、法人税率の改正について新聞報道がなされて、大蔵大臣からは税率を上げていくという方向には賛成だが、中身は聞かせずというような答弁がございました。しかし、私は、しろうとでありまして、あれを見ますと、どうも法人税率はそのまま据え置いて、そのかわりに、言うならば、株主に転嫁をしていくというやり方をとるのではないだろうか、こういうような気もいたします。したがって、今後税調でこの法人税率につきましては、かつて最高四二%まであつたわけでありまして、一体どの程度まで法人税率というものを考へていくつもりなのか、その点ひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○参考人(東郷精一君) 寒冷地控除というお話がございましたので、これ、考え方によりまして、暑いところの連中はよその人よりはよい氷を飲まなければならぬという問題が起つてまいりまして、それじゃ寒冷地でないところにまた別の控除を設けなければならぬ、これちよつとへ理屈ですけれども、あり得ると思ひます。沖縄あたりだと当然出てくると思ひます。ですから、

控除という形でなしに、むしろ給与をふやす、特定なところは、そういう形のほうが私は、税の形からいって賢明じゃないかというふうな考えです。これはほんの思ひつきでございます。

それから法人税率は、たまたまことし、四十八年度の税制改正についても、税制調査会といひましては、他の問題が山積してござりましたので、あまり法人税につきましては議論いたさなかつたので、若干の特別措置の改正ということをやつたのですが、実は来年の、つまり四十八年一ぱいで法人税の三五%の本則に対して五%、一・七五%になりますか、それが臨時措置になつておりまして、ちよつと今年度の終りまでこれが廃止になるという。ですから、どうしても今年度中には何らかの形で法人税を論じなければならぬというので、実は残しておりました。これから、おそらくはことしの税制調査会としては一つの大きな問題にならうかと考へております。何%が適当かどうかというところでありますが、それはちよつと言おうと思つてもなかなか言えぬ、お許しが出ないという意味で言わぬというのじゃないので、不可能だという意味であります。私は、当然もう少し上げる、いまの特別措置を一・七五%、本則に戻すというのはいちろんであります。それ以上の法人税率でやるのが、上げるのが問題ではないか、それが一点であります。

もう一つは、単に法人税率そのものについて議論をすることも大事であります。つまり利益計算上の、法人のいろいろな特典がございました。これも改正していくということだと、法人税率を上げていくということとひとしい結果になる。こういう両方から攻めていく以外には道はない、こう思つております。

○山崎昇君 次に聞きをしたいのは、物品税、入場税関係についてお聞きをいたしておきたいと思ひますが、ことし物品税あるいは入場税多少減税になるわけでありまして、ところが、物品税をよく見てみますと、私は、物品という概念からよくわからないのでありますが、どうも大衆

課税になつておる。そうして物品税がかりに多少下がつたとしても、物の値段は何にも下がらない。一体物品税の減税というものをどういうふうな理解をしたらいいのだろうか。言うならば、少し極端な表現になるかもしれませんが、消費者は何にも影響がない。むしろ税率の下がつた分だけ業者の利益として入つてしまつてしまつてのじゃないだろうか。こういう点は一体どういふふうな税調で御議論になつておられるのか、ひとつお聞きをしたい。

それから、さらに物品税法の四十二条を見ますという、小売り業者その他は、物の値段と税金というものは明記をすることになつております。しかし今日まで物の値段の中にこれだけ税が入つておりますなんて書いてあるのは一つもありません。特に私は、専売ではありますけれども、たばこのごときは値段すら入つておらない。こういう意味で言うなら、物品税法四十二条というものをどういふふうにお考えになるのだろうか、これは大蔵省にも後日聞きたいと思つております。今日までほとんどこれは行政指導も行なわれたようには聞いておりません。そういう意味では、私は、物品税が下がつても、何にも物の値段が下がらぬというところにはひとつそこにネックがあるのではないだろうか、こう考えます。それから資料をいろいろ調べてみますと、物品税につきましても、やはり一部新聞にも報道されておりますように、高級的なものについてはほとんど無税になつておる、税がかかつておりません。なお、最近金の延べ棒等が売られておりますが、これはほとんど非課税であります。何もありません。ですから、極端なことを言ひますという、金持ちには、そういう芸術品やあるいは金の延べ棒を幾ら買つたとしても、何の税の対象にもならぬ。こういうものについて私は、ごく安いものについてはかなりの税金がかかる。そういうものについてはほとんど非課税である。こういう税の不公平がひとつあるのではないだろうかと思ひます。

も、その他にいたしまして、画廊に行つて見て、これは一点十萬円だとか、あるいは一十萬二千円だとか、こういう高額なものにつきましては、芸術展という名前がつけば何にも税金がかかつておらない。こういう点は、物品税を考へる際に、やはり相当議論しなければならぬ問題ではないだろうかと思ひますが、それについての御見解を聞きたい。

あわせまして入場税であります。これを見ても、みまうと、大蔵省の資料によつても、四十六年度でありますけれども、一人一回の平均入場料金というのが出されておまして、一番安いのが競輪の八円でありまして、一番高いのが演劇の九十一円でございます。そして四十八年度の税額は、まあ六十八億程度になつております。言うならば、もうこういうものはやめるべきではないだろうか。大衆から一回八円何の税金取つてまでも、なぜ入場税なんか取つて、演劇やスポーツやそういうものをやらなければならぬのだろうか。したがって、私は、ぜひこの入場税等の問題については、ひとつとつぱらつてもらいたい。税調でも十分これは御配慮願ひたい。こう思ひます。ただ、先般トム・ジョーンズとかいう方が来られて、三萬円の入場料を取つたというふうにも聞いておりますから、うんと多額のものについてどうするかという議論は残るかもしれません。残るかもしれません。いま出ておりますこの入場税を見ますという、いま申し上げましたように、ただか一回八円ばかりの入場税を取るなんということはやめてもいいのではないだろうか、こう考えます。

それから、映画演劇等は、これは人間の心の問題であります。人間形成上欠くことができないものではないだろうか、他のものとは、ギャンブルなんかとはわけが違ふではないだろうか、こう考えます。とりわけ映画、演劇、あるいは音楽にいたしまして、スポーツにいたしまして、これは撤廃すべきがほんとうではないだろうか、こう考へるんですが、先生の御意見を聞いて

おきたいと思ひます。

○参考人(東畑精一君) 物品税の物価への問題という事になってきますと、こいつはちよつと私もお答えいたしかねるんでありますが、なぜかと申しますと、日本でこの税の転嫁といひますか、この問題に關係あると思ふんですが、これにつきましても、ほんとに実証的な研究というのは非常に少ない。早晩こいつはやらざるを得ないと思ひますので、ちよつと物品税下げたが、すぐ物価に影響しないといふことは、物価自身というものが、全体の購買力の問題になってくるのでありますから、物品税のわずかな引き下げが影響するといふことは体制としては非常にむずかしい。物価形成に対して税のシェアといふものはもう私は、非常に少ないものじやないかと思つております。まあいづれにいたしましても、ちよつとその転嫁問題といふことに關連したことは、ちよつとお答えいたしかねます。

それから、もう一つの問題で、いま金の延べ棒その他のお話がございましたんですが、これは現在のつまり物品税といふのは、あれは六十何品目でありましたか、あつて、それに法定以外のものは全部非課税となつてゐる。これは非常に不公平な点がたくさんございまして、同じような動きをするものでも、一つは税がかかるが、一つはかからぬとか、これは技術進歩の影響だと思つております。それは修正していくが当然だと思ふんですが、全部物品税取ると、物品税といふとあれだが、消費税でいいです。いわゆる一般売り上げ税とでもいひますか、こいつは形のものにしてやつたほうが、実は公平にいくんではないかと、こいつは考へなんです。その前提のもとに、いろいろな個々の減税、あるとかなないとかいふことにつまみしてもやらなきゃならぬ。いまおつしやつたような、金の延べ棒ですか、ナポレオンの帽子だとかいふのは、法律に書いてないんですわ。そういうものはですね、一般売り上げ税という形でやつたほうが、ほとんど商品のできるときは、実

務に忠実で公平じやないかと、こいつ思つております。個々のまあ物品税といふことも問題でありますけれども、一般的物品税とでもいひますか、消費税といひますか、売り上げ税といひますか、これは低くてもつけようなんです。そういう形へだんだん持つていくのが一番大事ではないか。これは例の、まだ議論終結したわけではございませんが、付加価値税です。これもなかなか複雑な例であります。あれにいく——かりにあれがいいとしましても、これにいくのはなかなかいまの日本の状態ではいきにくい。それよりまあ一般売り上げ税かなんかで、だんだんだんだん国民がなれてくるといふことが大事じやないかと。これは付加価値税をいひとか、悪いといふ問題じやありません。あの中にも一つの、一般売り上げ税とでもいひますか、その思想があるかと思ふ。まあ、第一歩としては、少なくとも一般売り上げ税、流通税とでもいひますか、これをひとつ考へるべきではないかと、こいつ思つております。これはしかし、きょうちよつと税調の意見どうと言われても、これは困るんであります。税制調査会といふのは三十人でしたか、うるさい連中ばかりなんですわ、実際、だから、私が言うのは三十分の一だといふ思つてて下さい。

○山崎昇君 それから先生、入場税。

○参考人(東畑精一君) まあ、これは、私は三十分の一の意見ですが、こいつは早くよしちやつたほうがいいといふあなたの御意見には私は賛成であります。ただし、実施上、時によらぬ不公平ができるんですかな。

○山崎昇君 物品税をなぜ私は取り上げたかといふと、先生が東大の遠藤教授との対談で、一番不愉快なのは物品税ですよ。これが五、六十あります。その一つ一つに利益代表がついてゐる。そのうるさいといふたらたいへんなものだ、こいつの対談が行なわれておつて、まあ、この中身よくわかりませんが、またこゝでなかなか述べにくいと思ひますが、いづれにいたしましても、すぐ物価がどうといふことにはならぬかもしれませ

ん。しかし、かりに一〇%の物品税が五%になれば、その分だけその品物については値段が下がつてしまふべきだと思ふのですが、下がつたためしがない。もうすでに新聞では、形が変わるとか、いやどうだとかといふやつで、業者はもうほとんど値上げという方向に向いておるやうであります。ですから、そういう意味で、この物品税といふものは、税調でも私は十分ひとつ御議論いただきたいし、それから、国民にならすといふなら、当然この品物の値段はこれこれです、それから物品税はこれだけですよといふふうには明示をして、国民に知らせることが大事じやないだろうか。しかし、どこへ行きましても、その品物の物品税なんといふもの書いたものは一つもありません。さつきの私は、たばこの例を申し上げましたが、たばこなんか値段さえ書いてない。ただ、あまり吸ひ過ぎたら害がありますよといふことは書いてありますけれども、これはやはり国民に対して、この品物については物品税どのくらい入つてゐるんですよといふことを明示していくのが税の一つの原則でもありますから、当然その点は私は、税調で御議論をいただきたい、こいつ思ひます。

もう私の時間がないやうでありますから、もう一つ先生にお聞きをしておきたいのは、また、先生、対談で申しわけございせんが、日本の政治は地方自治から始まつた政治ではないからです。中央から始まつた政治である。だから、地方自治に合つた財政、行政のシステムが成熟する時期がなかつた。むしろそれをこわしていった。これだけ国に余裕ができたわけだから、そういう一面も培養していく必要が非常にあると思ふという意味で、自治体の充実といひますか、地方自治体の行政の確立にかなりな熱意を示されてゐる私は思ふのです。そういう意味では、今後の税調におきまして国税と地方税の關係といふものを、よほどこれは考へる時期に来ているのではないだろうか、こゝ私は判断をするわけなんです、地方税と国税のあり方等について、もっと詰めて言うならば、地方税が主力であつて、それに付加税とし

て国税を課するとか、思ひ切つたことをやらなければ、なかなか自治体の行政の確立といふことは不可能ではないだろうか。そういう意味では、この地方税と国税とのあり方についてひとつ先生の御意見を聞いておきたい、こいつ思ひます。

○参考人(東畑精一君) えらいむずかしいお話を山崎さんに聞かれて、どうも答えにくいのでありますけれども、私自身は、地方といふものはちよつと重んずるといひますか、国に対してですね、というのが、これは税の問題でなしに、全体の日本としても、大事なことだと思つておるものでありますけれども、何しろいま地方といふものが非常に不均衡な発展をしてゐるのです。ですから、現在非常に哀えつたところと、榮えつたところとある。こいつは状況の中で、デフインティブな、国税と地方税との關係といふものを決定するのは、非常に無理じやないかと、またかりにきめても長続きしないではないかと、こいつ思つております。地方自治といふものの力をふやしていくといふことはもつともなことだと思つておりますが、いまのような状況のために、非常にそこは私自身としては苦慮してゐる、こいつは状況なんです。気持ち持てております、非常に。○山崎昇君 それでは最後に、これもたいへんむずかしい問題であらうと思ふのですが、私も初めてこの税法をずっと見まして、まあ実に税金といふものはよく取られるものだといふ感想が一言であります。先般、第一線で働いてゐる税務の方々に、税法についての感想を聞いてみたのです。そうすると、第一読会、一べん読んだときには理解が困難だ、二回目読んだら理解が無理だ、三回目読んだら不可解だ、これが第一線の税金を担当してゐる人のことばであります。そうしますと、まあ理解困難で、無理解で不可解だ、私も見ました、一体あれだけの税法——これだけむずかしい問題でありますから、そう簡潔にはならぬといふても、この税法自体も少し整理できないものだらうか、もう少し何とかわかりやすいものにならぬものだらうか、この点税調でどういふふう

成瀬さんに笑われるかもしれませんが、実は私は、税制調査会に行きまして、もう十何年ぐらになると思いますが、初年度はびっくりなんです。初年度がなかったことはたった一回であります。そういう改正をしていくというのは、ちびちびちびちびやって、毎年ちょっとずつ満足しておるといふよりは、まあ三年に一本ぐらいつつ大きくやつたほうが、実は所得税の減税のいろいろ効果が多いんじゃないか、こういう観念をいま持っております。あまりちびちびちびちびちびちびるなことをやっています。やっていくのは実はとらぬと、こう思っておるんですよ。ありますけれども、まあ、世の中の変化が大きいですのでありますから、毎年毎年やっておりますのですけれども、そういう考えからいうと、年内のことよりは、三ヶ月延ばして、新年度から少し大きくやっていくと、こういう考えのほうが賢明ではないかと、こう思っております。

○成瀬轡治君　私は、税は公平ということが、たくさんやったとか、少しやったという、そのことも非常に大切だけれども、税の負担が公平であつたかどうかということが一番大事だと思うのですよ。そこはあなたのいま言つたように、大幅にやるために少し延ばしたらいいじゃないかと、全くもう不公平が出ちゃったわけです。目に見えちゃったわけです。ですから私は、そういう不公平を直すためには、早くやったほうがいいという意見で、先生と少し意見が違ふようですけれども。だから、しかも、その不公平を直すためには、ちびちびのものじゃない。大幅にやらなければ挽回ができぬところにきちゃっているんですよ、と。思っているんですがね。特にその給与所得税の減税については、重ねて御意見を……。

○参考人(東畑精一君) 事業主報酬制度というやつに關連したそれは不公平を増していくというのは、どうもわれわれの考え方、だから、税制調査会としては、あれは反対しんです。それで特別措置法として、必ずしも最初の案よりはもう少しきびしい案になっておるように思っております。——まだあれは通らないでしょう。(笑声)

ですから、不公平はまだ出ない。
○成瀬瀬治君　まあそういうことじゃなくて、もう少しはじめに議論してみたときに、やっぱりだれが見たつて不公平なんです。ですから、先生そういうことで、それは茶話的な、座談的なことで、またそれはそういう点はいいと思うんですがね、もう少しはじめに考えますと、やはり不公平というところが一番いかにぬことなんです。高くても安くても、公平であつたら、国民は信頼するんですよ。ところが、いま一番いかにぬことは、トーゴーサンとかクロヨンだというような、今度また出たから、何ということばができるか知りませんけれども、そういうことになつちやうんですよ。だから、ぼくは拙速をたつとぶということはこのいうことだと思ふのです。だから、タイムリーにやらなくちゃいかぬと、悪いものは何だといつたら、引当金なり、準備金なり、租税特別措置法の中のそういうところを洗い直さなきゃいかぬ。それとともに、給与所得税の問題をどこにやってくるという問題なんです。

○参考人(東畑精一君) 公平を実現するということとは、これはもうずっとわれわれの根本原則の一つになっております。一つ一つそれを、公平の原則に合っておりますので、しかし、新しい不公平をつくられるということになってきますと、この修正ということとはなかなかたくさんあるんですよ、そういうものが、一たんできるとなかなかその不公平については直らぬということになってまいりまして、これにつくづく私も弱っているののです。一番いい例はお医者さんの問題です。これはしかも、国会で皆さんがおきめになったということになっているのですからね。その修正に弱っているのです、言いやすいのです、これは、公平だということはいかなる形においてやるかというところになってきますと、技術的にもなかなかおぼつかしい問題がありまして……。

○成瀬幡治君 医療制度の例の二八％、七二％の問題は、おっしゃるとおり国会で、これは昭和十七、八年ごろの問題ですわね。一点単価を一円

上げるか上げないかの問題で、どうやってあそこ
のときに、健保のほうじやどうにもならぬとい
う妥協の産物としてきたわけですね。あのとき私
はあれでよかったと思うのです。しかし、もうそ
じやいかぬよというところにきたわけです。それ
でまああなたが身を挺してやられると言うから、
私たちはぜひぶん期待しておったわけです。で
すから、今度はそういう報告が出るだろうと思
つて実は期待しておつた。大蔵委員会では相当議論
をし、いろいろあつたときに、今度は東畑さん
が命をかけてというところはいかなんだけれど
も、それまでぐらゐの勢いに受け取れるようにな
つた大體答弁がありましたから非常に期待して

おったところが、実現せなかったという問題が
あります。まあ、そういうこともございますけれども、とにかく私はいまのような問題、あんなど
がむずかしいとおっしゃるなら、おっしゃるとお
りだと思うのです。法人税ひとつとりまして、
一体いま法律的には、五百円で七人ですから、五、
七、三千五百円の資本金から、何千億という新日
鉄の会社まで、法人税一本でやっているからね。
これを見ましても大体九十二万一千二百社あるわ
けですね、法人の数は。二百万未満を見るとこれ
は五十六万社あるわけです。それじや一億以上と
幾らかといつたら、七千八百四十五社しかないわ
けなんです。これが一本の税法でやられておるとこ
ろに問題があつて、しかも、それに比べると特別
措置法があつてやるから、小さいものと大きいもの
のといふなら、どうなるかという、その恩典が
いかに問題、それを一本でやるということに
もその問題があると思ひますけれども、ですから
法人税法全体で議論をするなら、もっと私もいろいろ
いるなことが言いたいわけですから、そういうもの
じやなくて、そういうものをひっくりくるめちやつて、
もうそういうことは先生も十分御承知だし、いろ
いろな見方をひっくりくるめいまは何かという、
小さいほうが大きいものよりもだんだん負担が重
くなつていくと、一番重いのは何だといつたら、
給与所得じやないか、だから、給与所得を早く減

税を大幅にせないとバランスがとれない。しかも、歳入にそれじやどのくらい穴があいてきたかどうかといえ、相当余裕があつて。ですから、大幅にやれるタイミグに來ておるじやないか、だから、もし給与所得のほう財源が不足だというなら、準備金なり、引当金を整理して回してもいいのじやないかと、だから、大なたを先生にひとつふるつてもらおうと、こう思つて、うるさいということをおしやるが、それは利益代表の人が出てうるさいのか、その点はようわかりませんが、ニュートラルに議論をされたら、私は落ちつくところへ落ちつくのじやないかという期待を持っておりますが、いかがですか。

○参考人(東畑精一君) 抽象的な、一般的な意味においては、成瀬さんのおっしゃることに何も反駁する気持ちはありません。大体において私もおっしゃるような気持ちなんです。ただ税制そのものを改正するということについては、これはいつも私思うのでありますが、税制調査会だけに期待されても実は困るのです。これはやっぱり三者が共同でもいいですか、大蔵省といいますが、直接は、役人とわれわれと、何よりでも、国会としての、全体としてこういう方向でいくと、この三者の共同とでもいいますか、連絡とでもいいますか、これがうまくいっていかないとなかないかかぬのです。いまのところ私は、国会とそれだけの話もあまりしたことは、機会もございませんで、きょうこういうところへ来るのは非常にだから喜んで来た。どんないろいろなことをおっしゃつていただくのは非常にありがたいのでありまして、そうして共同的にみなが進んでいくと、こういうことができるのでありまして、根本としては、どうも過去の経験からいって、それが少し弱過ぎるのではないか、こう思っております。何しろ税制調査会自身だって、いろいろな利害の対立がありますのですが、それはやっぱりみなが一本になりたい、なりたいたいというだけ、その大きな気持ちでとにかくひとつままとまっていって、大蔵省もそれとままとまっていって、国会もそれとままとまっていって、

こういうふうにいきたいんですね。ですから、どうかこれはひとつそういう意味で、きょうもこへ来るのに、別に敵陣に乗り込んでくるといふ御質問なさる方が自民党は一人もいないんですけれども、敵陣に乗り込んでくるといふじゃないに、やはり一緒にいって大きな問題を議したい、こういう気持ちでおりますので、どうかその点は誤解のないように。

○成瀬幡治君 いま東畑さんの意見というのは、ぼくは提案と考えるんですが、非常に大事なことで、大蔵委員会も今後——まあ、幾つも部があるようですから、ぜひ東畑先生以外のそういう部長さん等ともいろいろおやりになって、それは意見交換なり、その点また非常に有意義だと思いますから、せっかくの御提案ですから、ぜひひとつ理事会等で検討して善処していただきたい。

○委員長(藤田正明君) そのような方向で進みます。

○成瀬幡治君 それじゃ次にお伺いしておきたい点は、全くこまかい話なんですけれども、たとえば、環状線がこうできてるんですよ、高速道路ができしたために、とっても騒音と振動と、空気もよごれたものが入ってきていかぬと思って、個人でサッシかなんかで窓ワクをしますね。そうしますと、いま公害に対する姿勢の問題の一つの例として申し上げたいんですが、そうやってたときに、個人はそれに対していろんなことをしましても、必要経費は認められぬわけです。ところが、会社のほうが何か装置をやったり、いろんなことをすると、何とかかんとかって公害損失準備金だとか、あるいは公害施設とかの形で損金にみな落としていっているわけですね。ですから、私はもう少し個人がそういうようなときに、大事にしたいようなときには、何か優遇措置というものが考えられているのか。あるいはこの所得税の控除のやつをずっと見ていっても、火災保険は二千円で頭打ちになっておるんですね。そうすると、これは一軒のうちの火災に幾らそれじゃ掛け金かけたら二千円になっておるのか、あるいは生保は五万円

でかけておれば三万五千円の控除になると、いろんなことを考えてみたときに、せっかくいま生きているやつをやっても、非常に不公平だと思うんですよ。もともと基礎控除がどうなんだという議論をすればもうおのずとわかる。そういうようなことについて、私は従来どおりきんだからという一つの情性でどうも見ておるようなものの貨幣価値との動きから見ていかなるものであろうかというふうに考えておられますけれども、そういうことじゃなくて、もうあんまりこまかいことを設けることはやめて、給与所得の中の何%というものは頭から天引きしていくというなら、なお税法が簡単になつていいと思うんですが、それから、脱税のほうもかえってそのほうが、節税のほう——脱税と言ふことばが悪いので、節税のほうもなくなつてくるんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○参考人(東畑精一君) ちょっと御趣旨のこと了解したいんですが、大体税法という名前前は、長い間の歴史からできておまして、ある意味で非常に鍛練されておるものなんで、少々まずい税をつくつても、長くやっていけると、それにこの人間が適応していくということがありますので、一挙に大変革するといましても、大変革したことも自身が、今度は目的はよくても、必ず何年かというものは混乱を起すこと、こういうこともございまして、ことに控除問題になつてきまして、一そうそういうことが多いいじゃないかと思うんですがね。ある時期においては、そういうことを控除しなければならぬが、できないものがあるとして、そういうものが非常に混淆しているかと思つておるわけです。

○成瀬幡治君 私は、公害がやかましくなると、発生源のほうに對してはいろいろな点で恩恵があるわけですね。個人がこれを守ろうとしたときには、恩恵がないということが言いたいわけですね。そこで一言、たとえば例をとれば、保険会社のほうにはいろいろな意味で、銀行でも、担保も保

証人もつけておるやつに、貸倒準備金なんというものを、引当金なんというものをつくつておる。そうやって守つておると、ところが個人のほうは、騒音、振動があるからといってサッシをつくつて守つても、何らそういうものに対するめんどうが見てもらえぬというところに問題があるんじゃないですかという提起の一つの例として、非常におかしいという——いま現に控除になるいろいろな項目をあげてみても、一つ一つ見ると、もうとても文句が言いたいものばかりありますので、そういうことを申し上げておるわけです。

○参考人(東畑精一君) まあ会社の声は強く響くが、個人の声は強く響かぬと、こういうことですね。

○成瀬幡治君 まあ端的に言えばそういうことですね。

○参考人(東畑精一君) それは一つのものを考慮する重点だと思つておる。気をきかしてやるといふことになつてきまして、声が小さくたつて、必ずしも力がないんだというんじゃないで、小さい声でも理性的に考えれば大きい声なんだと、こういう問題はたくさんあると思うんですよ。それは生かしたいと思つておる。

○成瀬幡治君 たとえば、自動車などを持つていまして、強制保険と任意保険と二つありますけれども、強制保険なんかは、これは入るべきだといふふうにきめておる。入つたわ、そうして任意保険もやつたわ、事故、いろいろなことがありまして、私は、もしいまの所得申告の中でいろいろなことをやるなら、そういうようなものを見ていく、いわゆる個人のほうの声も聞いてやってやるという姿勢、あまりこまかい——事柄はこまかいけれども、いままでは企業のほうに目が向けられてあつて、個人のほうにはあまり目が向けられていなかったという点で申し上げておるわけでございます。まあこれは先生の御意見、るる伺つたので、いいです。

それから次に、物品税の話が先ほど出ておりまして、とても非常にだめだわい、とらえにくい

よと、たとえばナポレオンの帽子を買つてどうだという話が出ました。それとともに、不合理だといふ点で最近富裕税という問題が一つ出てきたわけですね。国会では相続税の問題が議論をされました。そこで、富裕税をもしやるとしてみて、私はやつたほうが、何かしなければ、こんなに差が出てきやつたので、何か縮めなければならぬという、抽象論では非常に賛成で、今度は個々にこれを具体論に引き直してやつたときに、つまり表現財産というものは、金の小さなものは、表現財産でおるわけですね。だんだんだんだんとたまるほど、表現財産じゃないものにいくわけですね。とらえられるのは、表現財産だけだということになると、非常にむずかしい問題がある。過般資料として査察の入つた人たちの架空名義、無記名預金と表現預金との比較をしてみたら、三十五対六十五で無記名、架空名義のほうが多いわけなんです。架空名義はと言つたつて、私が、成瀬幡治君の名で北海道で預金しても、これは架空名義が実名かわからぬわけなんだね、実際のこと言つと、背番号とか、何か米穀通帳ぐらい持つていけば、それはわかるかもしれないけれども、なかなか容易な問題じゃない。そう思つておるさなかで、富裕税というふうなことが出ておるんですが、物品税も非常に不愉快な法律で、わけのわからぬようなものですが、ここで富裕税というものについてもし何か御見解があるならひとつ御意見を承りたいと思つておる。

○参考人(東畑精一君) 私ちよつとあまり考えなかつた問題でございまして、お答えしにくいんですが、ありますけれども、どうも富裕税を取るといふことは、ちよつと聞いてみないと——いまおっしゃつたように、非常に景気のいいことばであります。いかにもいい考えのようなんですけれども、こんなまたあまいなことばはないんですね。いまおっしゃつたような、頭在している財産と、何といひますか、つかみにくい財産というものがあつて、どうも富裕税というのとは考えとしてはおもしろくないと思つておるんですが、実施上

は非常なこれは困難なことになってくるし、また一そう隠匿財産というものをつくっていくんじゃないか、こういう心配がありまして、ちょっと記憶いたしておりませんが、シャウプのときに、何かしはらう……。

○成瀬幡治君 財産税やりましたね。

○参考人(東畑精一君) 財産税やりましたんですが、財産税ということ自身が非常にいいまいんですが、ね。財産というのは非常にいいまいということなんです。私は、現にこれは一つの例でありますけれども、戦前のことでありますが、地主というのを少し研究したことがあります。一体、何町歩の地主だというのは実にあいまいなものだ。隣近所の三カ村にまたがっておるといような地主はつかみやすいが、二県、三県にまたがっている、あるいは北海道にある、こういうふうになってきますと、実は名寄せということもできません、地主というのははつきりしておらないわけですが、一とこの地主と違ひまして、それが非常に多くなってきたというんです、近年は。でありますから、日本で五町歩の地主だといひましても、私が、三重県に三町持っている、愛知県に二町持っている、北海道に一町持っている、実は五町歩の地主なんでありますけれども相当詳しく勉強しましても、なかなかつかめない、結局三町歩の地主東畑と、一町歩の地主東畑、一町歩の地主東畑と、三人の東畑になってあらわれている、こういうことになってくるんです。ああいうのはつきりしたものでない、そういうふうになってくるのです。いわんや近年になってきますと、目につかない財産というものが非常にふえてきている。土地なんというものは、むしろ簡単なものなんです。ですから、富裕ということ、あるいは多く財産を持っているということ、実に技術的につかみにくいんじゃないか、こういうことなんです。それよりもむしろ所得税というものが一本で考えれば、こういう形でいったほうが、実は公平にいくんではないか、こういう考え方をいたしております。ですから、富裕税をつくるということ自身には、そ

れほどの熱意が持てないのです。

○成瀬幡治君 私は、富裕税が出てきたという背景は、全く片方では勤労所得でがっちりつかまれていると、そして財産税で何とかといつても、昭和二十五年から七年までですか、二年間か三年間やられておいて、一応差はなかった、一応戦間直後差がなかった。ところが、ここ二十年ちょっと、三十年ばかり、二十五、六年の間に、全くある人となんかの差が出ちゃった。だから、先ほど出たナポレオンの帽子買った、この間のイギリスの骨とうのあれなんか、一億の絵を買ったんですよ。絵を買ったということは、会社が、いまあそこじゃ買ったかもしれないけれども、将来はだれか個人が持つことになるでしょうね、あるいは会社が持つことになるかもしれない、個人が持つことになる。それだけの貯蓄ができたということ、どうやってたまったんだらうという、たまった理由がよくわからなくなるのですよ。ほんとうなら所得税で完全につかまされていなければならなかったものが、つかまされなかったということになる。だから、あなたがいまおっしゃったように、じゃそういうものはいかないから、かわるべきものは所得税じゃないか、そうおっしゃるなら、その所得税というものがいいぐあいにつかまされてきたかという、いままでのやつではつかまされなかったから、こういうアンバランスが出て、脱税とは言わぬけれども、節税をやっちゃって蓄積されたということになるだろうと思うんですが、それから、なかなか容易じゃないと思うんですが、しかし、みんなは非常に不信感を持つわけですね、勤労給与所得の者が。だから、私は話をもうに戻しますが、給与所得の大幅減税というものをやらないと、全く不公平になってきたというふうに感じているわけなんです。

○参考人(東畑精一君) 所得税だけ——所得税及び相続税両方、それで考える、富裕税のかわりに、そういう形でいったほうがスムーズにものはいくんではないかと、こう思っておるんです。

○成瀬幡治君 この間、相続税をここで議論した

んです、相続税やっても、ほんとうの話が、私はあなたのいう頭在財産、表現財産、これはつかめなければ、隠れているものはつかめないわけなんだね。書画、骨とう、貴金属はつかめない。だから相続税でそういうものがつかめるなんと思つたら、私は、たいへんな間違いじゃないかと思つておるんです。

○参考人(東畑精一君) そこは税務行政のいかにあるかということにも関連があることだと思ひますが、どうしてもつかめぬ、隠れたものがあつてもしかたがないと思ひますが、その隠している本人は相当の苦痛を感じますよ、それは。(笑)現にそういうケースがあるんです。苦痛を感じている。それで解決するよりしかたがありません。(笑)だから、もし給与所得の公平をはかれないことは、それは決してそのことは当然のことだと思つております。そういう意味で、大体給与所得控除というものができたのは、言わず語らずのうちにクロヨンということに対する一種の対抗策なんでありまして私は解釈しております。理屈としてどうなるかしりませんが、そういうふうな問題あると思ひます。何となしにクロヨンなんていう、これはなかなか立証することはむずかしいことでもありますけれども、そういう感じがするんです。そこに出てきたのが給与所得控除という問題だと思ひます。そういう巧みな税法をつくっていく以外に道がない、こう思ふのです。ことに近年になってきますと、外国へ物が逃げるといふことがございます。これはもうどうにもならぬといふことになりまして、また日本に逃げてきている財産もずいぶんあります。○多田省吾君 私は、東畑先生に、最初にたいへん失礼かと存じますけれども、税調の基本的姿勢というものについてお伺ひしたいと思ひます。私は、東畑先生にお尋ねするのは初めてでございますから、あれですけれども、やはり政府の審議会有るいは調査会というものが、ともすれば政府の隠れみではないか、こういうことがいろいろ国民の間にささやかれておる。特に私は、選挙制

度審議会第六次、第七次に特別委員としてずっと出てまいりました。選挙制度ですから、これは与野党が非常に激突するものでございまして、なかなかコンセンサスというものが得られない。そういうこともありましようけれども、どうも政府の任命、総理大臣の任命であります、やっぱ一方に片寄った任命のしかたをするんじゃないか。それから、審議会に参加してございまして、どうしても与党のおっしゃることに賛成しやすい、こういう傾向が私主観的かもしれませんが、感ぜられるわけです。しかし、税制というものは、やはり国民生活に非常に重大な影響を持っているものでございまして、やっぱ国民は国民の側に立つて審議していただきたい、調査していただきたいという考えが強いと思ひます。それで私は税制調査会のやられていくことについて全然無知でございまして、実際を知りませんから、何も言えない立場でありますけれども、総理大臣から毎年のように諮問が出るわけですが、これが抽象的な諮問なのか、あるいは質疑応答の中で相当具体的な政府の考えといふものが出るのかどうか。まあ、この前も政府が五千億減税とおっしゃった、税制調査会から出てこられた答申は初年度三千億円の減税ですか、政府は地方税を入れば五千億近いとおっしゃっています。政府の意向に沿つたような答申が出るのじゃないか、こういうことから考えまして、ほんとうに政府の、また総理大臣、大蔵大臣の大体お考えになつていられるような方向で審議が進められるのか。それとも、それと全然関係なく、抽象的な諮問に対して、公平な国民的な立場で審議されるのか、たいへん失礼な質問でございまして、さういふのは、やはり税制調査会の委員のメンバーなんか見ますと、いまたいへんささがれていて、商社の役員や買ひ占めでささがれていて丸紅飯田の社長さんなんかも委員の中に入つていらつしやる。私は、個人的に何も攻撃したくありません。しかし、いろいろな立場の人が入つていらつしやる。そういうことで、やはり会長さんとしても、これは非常

に取りまとめに御苦勞なされるのじやないか、このように思います。ですから、まず最初に、私はどういふ態度で調査会を運営なされてゐるのか、それをまずお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(東畑精一君) つまり税調といひましたは、その税の理念といふことを一方において描いて、同時に、現代の状況とでもいひますか、これを頭に描いて、その二つをいかに調和していか、こういう形であります。

もう一つは、一年限りでものを考えることはできない。たしか委員の任期は三年になつておつたと思ひますが、多年度にわたりつつ税の理念に合ふといひますが、理想に合ふといひますが、それと現代の状況のもとにおいて実現できるかどうか。こういう三つのことをあわせていつも運営しておるということでありま。ただ、これは人によつて違ふと思ひますが、私自身はこういう考えでおるんでありますが、いかにいふ案を出しても実現できなや、それは意味をなさぬと、やっぱり実現するといふことが一歩でも前へ進んでいくと、こういうことが必要ではないかといふので、私は、大蔵省のお役人諸君にもいろいろ頼んで、ひとつ国会はこういう議論をされてゐるとか、こういうことはいふと、私の、これは個人的なあれであります、自民党はどういふ考えで考へるとか、公明党はどういふ考へで考へられるとか、社会党はどういふ考へで考へられるとかいふことをしよつちやうこれはしてありますし、また場合によりましては、こちらはこういう考へでおるんだといふことを非公式に伝えておるといふことはあります。これはものが実現する一つの道ではないかと、こういうことはいかぬと言われればそれつきりなんでございます。

私は、そういう形で運営いたしておりますし、別に政府の隠れみのという気持ちは持つておりません。ただ、しかし、最初に山崎さんのときに申し上げたと思ひますが、大蔵省の連中は秀才で、使つていくんですよ。大蔵省の連中は秀才で、しかも、非常によく勉強しますから、ありがたいん

でありますけれども、何しろわれわれと一緒に頭が小さいんです。そんな大きな考えは出つてこないんですよ。ですから、あわせてわれわれやつていこうと、こういう考へでおりましたので、これは国会に對してもそういうことを申ししたんです。こういうのが運営の原則なんです、一般的に言へばそういう形であります。

先ほど山崎さんでしたが、私があるところではやべつたといふ何か話を言われたが、あまりあちこちでしやべつたことをたてにとられても困るんですけれども、私は、実はそういう意味で、税制調査会といふのは、一種の技師なんです。非常にりつぱな考えをいかにして生かしていくか、これをもつぱらやつてゐるんだと、こういうことを思つております。で、りつぱな考えが出るのはやっぱり国会です。大蔵省じやないんです、実は。それはそうです。だから、国会に對しては非常に敏感にやつておるんであつて、国会がりつぱな考えを出していただければ、喜んでわれわれ技師は働くんですよ。ところが必ずしもそれじやない。(笑聲)これは率直に言つてそう感じます。どうかひとつ出していただきたい。もうこまかい話はいいんですよ。こまかい話はやるんですよ、それは。それはもう通じてゐるんですよ。みな。大きな考えを出していただきたい、こういうことであります。

○多田省吾君 お考へはよくわかりました。私たちもやはりこれはしつかりしなやならないと感じますけれども、やはり政府が現実には一歩でも前進して実現できるものという考へが強ければ強いほど、どうしても大きな案は出しにくいといふことになつてしまひますので、まあその辺のところを、お願いでございますけれども、やはり大胆に国民の側に立つてお願いできればお願いしたいと、こういう感じでございます。

それで、昭和四十八年度の税制改正に関する答申は、昭和四十六年十月、総理から、社会経済の進展に即応する税制のあり方について諮問を受けられて、まあ一年以上審議を続けられたわけでご

ざいですが、今度は昭和四十九年度の税制改正に關する答申を出されるのは、今後の諮問にまつて出されるわけでございますから、非常に期間が短いんじゃないか。まあ半年ぐらいで年内にまとめられるものではないかと思ひますが、大体どういふ見通しをお持ちでございますか。

○参考人(東畑精一君) 四十九年度はまだ開いておりませんが、近く開始したいと思つております。問題は、もう非常にたくさんありまして、昨年から残つてゐる問題もあります。たとえば、法人税の問題、これも一つの大きな柱であります。それから所得税、いろいろお話ありましたですが、これもやらざるを得ない。こういう点がありますし、大都市の税源とでもいひますか、この問題もございまして、なかなか問題は山積してあるんです。従来はそれほどなかつたんでありますが、少なくとも昨年度は、五月ごろから始めまして、何十回やつたですか、ちよつと奔命に疲れるぐらいやりましたですね。暮れは最後の二週間やりまして、これは連日、一週間のうちに七回かやりまして、やつと三十日に間に合つて出たのであります。それで土地の問題はまだやれませんが、一月の幾日でありましたか、やつと一月早々からやり出しましてまとめたのであります。問題は非常に多いものでありますから、どうも勤勉たらざるを得ない。こういうことであります。それで、心ならずも残した問題がたくさんあります。これは今度やりたい。

一つは、言うまでもなく法人税の問題であります。それから、一般のそれに伴う特別措置の検討、その他いろいろの問題があると思つております。それをやりたい、こう思つております。

○多田省吾君 先ほど山崎委員からもお尋ねがございましたけれども、まず私は、所得税についてお尋ねしたいと思ひます。

というのは、東畑先生が衆議院の大蔵委員会に出られたときだと思ひますが、田中総理が、サラリーマン減税のために必要経費を一律三〇％ぐらい認めて大幅な減税をしたい、こうおっしゃつて

おる。この参議院の大蔵委員会でも、田中総理は、一律三〇％といふことをおっしゃつた。これはたとえはの話で一つの例である、そうすれば、四千五百億円の減税で相当これは減税になるんだ、こういうお話をいたしました。それは、一律に二分の一の減税すれば一兆何千億かかるというのと並べて、一律三〇％の必要経費の減税といふことをおっしゃつたわけですね。しかし、大蔵大臣はそのあとで、これは一つの例であつて実際にそんなことはできるわけがないといふような答弁もございまして。私たちもそう思ひます。もう一律三〇％の必要経費を認めなければ、せっかく給与所得控除で相当御苦勞なされて、定額控除が今度の改正で十六万円まで、それから二〇％の定率控除の適用が百五十万円まで、一〇％の適用を三百万円まで、五〇％の適用を六百万円まで、また限度額を七十六万円とする、こういう改正案を税調として出されたわけですね。その直後に一律三〇％。私たちもやはり、三〇％であらうと四〇％であらうと、低額所得の方々に對する控除ならこれは妥当だと思ひます。そうあつていただきたと思ひます。しかし、一律三〇％となりますと、せっかく最高七五％までの税率にしてゐるのに、三〇％にしたら、それこそ最高でも七五％の七割になつちやうて、五二・五％が最高の税率だと、こういう不合理が出てくるわけですね。そんなことは、やはり高所得者に対する大幅減税になりますからこんなことはできるわけがない。一つの例だと思つていたところがそうじやないんです。

やはり自民党の橋本幹事長が、先ほど山崎委員もおっしゃつたように、もう具体例を出しておられるわけですね。二百万円未満まで四〇％控除、二百万円から五百万円まで三〇％控除、五百万円以上は二〇％控除。そうすると、五百万円以上は二〇％控除ですから、まるまる最初から二割は考へに入れませんから、八割に對する七五％課税といふことになりまして、最高税率が六〇％になつてしまふんです。こんな不合理は許されるはずはないと思ふんです。

そのことを大蔵大臣にお尋ねしましたら、これも一つの案としては考えられるけれども、何も大蔵省として、政府として、税調にこういう具体的な諮問をするわけじゃないんだ、税調でちゃんと妥当な所得税減税を考えていたんだと、こういう答弁でございいます。

で、私たちは、これはあくまでもいままでのお考えに従って、やっぱり標準家族で課税最低限を百五十万円までに引き上げるといふ野党の一致した要望もあるわけでございます。それから、たとえば、二百万円以下の方に対しては、四〇％控除でも、三〇％控除でもけっこうでしょう。だけれども、高額所得者に対する減税として二〇％控除、こういうことは、私たちはちょっと考えられないことだと思ふんです。

で、やはりこれは具体的な問題になってたいへん失礼ではございませんけれども、東畑先生はこの問題を、抽象的でもけっこうでございますから、ほんとうに下に厚く上に薄く、あるいはほんとうにサラリーマンといわれるような方々の必要経費の減税であつて、何も三千万円とか、一億円とか、何十億円という所得のある方々に對して、定率控除を二〇％まで認めるんだというやうなやり方はたして妥当かどうか、できる限りひとつおつしやうていただきたいと思います。

○参考人(東畑精一君) 国会問答のことは、ちよつとよく存じませんが、どうもお話を聞いておりますと、大蔵大臣がお答えになったことのように私は考えておりますが、現在はこの所得増改正案が出ておると思いますが、われわれとしては、定額控除十六万円ですか、あとは定率控除で六百万円までは給与所得控除というものを認めておりますが、一億も二億まで、何割でしたか、ちよつと……。

○多田省吾君 二〇％。
○参考人(東畑精一君) それは何かのはずみの話じゃないんですか。(笑声)常識的に言ひましても、それはちよつとおかしいと言わざるを得ないですね。新聞見ていると、どうも必ずしも趣旨が徹底

して伝わっているかどうか知りませす、また国会の中での勢いに乗じていろいろ話が出るんじゃないかと思ひますけれども、どうもいまの話はちよつとおかしいです。

○多田省吾君 東畑先生は専門家中の専門家でいらっしゃるから、そういうばかなことはない、あたちどころにおつしやうすべきではない、やはり大蔵大臣もこういうことはおつしやうないわけですよ。だけれども、やっぱり政治的な御発言かもしれないけれども、総理がやっぱり一律三〇％減税とか、確かに橋本幹事長なんかは、全部の新聞に同じように書いてあるんですから、私は間違いないんじゃないかと思ふんですけれども、五百万円以上が二〇％控除なんてはつきり出ているのですから、やはり東畑先生おつしやうに、ほんとうにおかしいなと、そのように感じたいわけなんです。そういうことはおつしやうてくださつておりますので、四十九年度における所得税減税に對して、私は、税調はサラリーマンまた国民の立場で考えてくださるんじゃないかと、このように思つております。

先ほども未成年者に対する非課税の問題がございました。現在でも四十三万円ちよつとで未成年独身の方に對しては税金がかかる。そしてまた株の配当のみで所得を申告されるような方は、やつぱり標準世帯で二百七十五万円まで非課税である。こういう非常に大きな矛盾があるわけでございますが、この問題に關しても、総理大臣あたりは、独身未成年の方のみを特別扱いするのはどうか、それで、所得税減税を大幅にやつて、課税最低限を引き上げていく中で、この未成年独身者も非常に非課税の分が大きくなるのだというやうな答弁でございました。東畑先生としては、そういう一般的な所得税減税で、独身未成年者の分も包括していったほうがよろしいとお考えなのか、それとも、独身未成年の方に對しては、特別に控除をしたほうがよろしいのじゃないかとお考えなのか。まあたいへん込み入った質問になりますけれども、お答えできる範囲内でひとつお願いしたいと思ひます。

○参考人(東畑精一君) 特別な控除をするということではなしに、一般的な形においてやつていききたい、こう思つております。一ぺんにやれるものじゃありませんで、近寄せたいと、こういう考えでおります。と申しますのは、未成年者は翌年になつてくるとがたつと今度はふえてくる、特別な控除をいたしますと、それでなしに、やはり全体を動かしていくと、こういう形がいいと思ひますので、特別の控除はしない、こういう考えでおります。

○多田省吾君 次は、法人税についてお尋ねしたいのですが、まあ総理や大蔵大臣も、大体四十九年度はいまの三六・七五％という特別措置をそのまま本法に繰り入れて、それにプラスして引き上げていきたい。まあ野党は一致してことしから四〇％ということ主張しておりますけれども、そこまではちよつとつけないのじゃないかというよな考えを述べておりました。しかし、私たちは、やはり法人税のわが国の実効税率が四五・〇％ですか、諸外国がほとんど五〇％以上なのに、諸外国と比べても五〇％内外日本の法人税が低いということを考えますと、やはり野党の主張するやうにせめて四〇％以上、中には四二％、四三％ぐらいにすべきだという意見も強くございますが、せめて四〇％以上という考えがわれわれには強いわけでございます。

ですから、美濃部都知事なんか、法人税率が日本において低いというので、東京のような大都市税源のために、法人事業税なんかの地方税で取れる二つのあれを相当アップしてもいいんじゃないかというやうな提言もしているわけなんです。ういふことを考えますと、私たちは、やはり法人税率は大幅に引き上げてよろしいのじゃないかと、このように考えるわけでございます。

それからもう一つは、やはりいまは二段階でやつておられますけれども、やはりそのいろいろ意見の中には、四段階ぐらいにしてもいいんじゃないか。たとえば、四十七年度の法人所得増付を

見ますと、トップがトヨタ自動車で一千四十七億円だ、松下電器が九百五十四億円だ、日産が八百十四億円だ、五十位でも百七十六億円、こういうやうな大法人が何十社とあるわけでございますけれども、それと、資本金一億、年収三百万円をこえる企業が一律に三六・七五％、基本税率が三・五％ですね、こういう現行法人税制では、担税力から見ても非常に不均衡じゃないか。ですから、この二段階を四段階ぐらゐに分けてもいいのじゃないか。そうしますと、総理や大蔵大臣は、法人がみんな小さく分かれてしまふおそれがある、こういうお答えでございませうけれども、私たちはそういう四段階ぐらゐではそういうことは考えに入れなくてもいいんじゃないかと考えます。

ですから、法人税のアップ、それから、四段階ぐらゐにしてはどうかということ、この野党の提言に對してはどのようにお考えでございませうか。
○参考人(東畑精一君) 法人税問題は、当然今度は一ひとつわれわれとしても勉強したいと思つておりますが、大勢としては、引き上げ方ということになるかと思ひますが、引き上げ方の問題でありまして、だから、法人税自身の問題もありませんが、同時に、法人事業税の問題があります。これとかみ合わせていかなければならぬと思ひます。

それから、いま多田さんのお話で、いま二階段になつておるわけでありまして、四階段ですか、そういうお話もございましたが、それも一つの考えだと思ひますが、同時にまた産業の種類によりまして、という一つの分類もできると、こういうこともありまして、そこはいまきようこのでお答えすることはちよつとできないと思つておりますが、来年になればもつとまとまつたお答えができるかと思つております。
○多田省吾君 それから、租税特別措置でございませうけれども、非常に日本は数が多い。税調の答申でも、これは勇断を持つて処理したらどうかという答申も出ているわけでございます。もうある学者なんかは、租税特別措置を全部やめて、どう

しても困るようなところだけはひとつ正式な所得税、法人税の本法に繰り入れてやったほうがよろしいんじゃないかと、こういう意見すらあるわけですが、それほど租税特別措置による減税額というのは膨大になっているわけですね。大蔵省の資料を見ますと、租税特別措置による四十八年度の大体減税額は四千六百億円とか出ていますけれども、実際は、私には、その中に交際費課税の増税が千七百億円くらい入っておりますから、もともとこの交際費は、諸外国並みにはとど本邦において損金算入を認めなければ、四十八年度においては一兆六千億ほどの交際費を使うと大蔵省でも予定しているわけですね。それを全然認めなければ、私は三六・七五%かければ、もう相当膨大な税源になるわけですね。それを損金不算入ということにして、千七百億円の増税だという計算ですから、租税特別措置全体が四千六百億円の減税となっておりまして、この交際費を考慮に入れられないで、むしろそれにプラスすれば、はつきり言って、この一兆円以上の租税特別措置がなされているといつても過言じゃないと思う。交際費をまた別な考え方でやれば、共産党さんなんかは、大企業に三兆円の租税特別措置をやっているんだと、これは所得税や法人税の本法の中にもいろいろな減免税がありますから、それも考慮に入れられていることだと思ひますけれども、中小企業も入っているんじゃないかと思ひますけれども、やはり正確に計算すれば、やっぱり一兆円、二兆円ぐらいの租税特別措置による減税がなされていることは間違いないと思うのです。これはやはりいまの社会情勢から考えて許されないことだ。ですから、交際費課税を強化するとか、あるいは大企業の輸出奨励の意味の租税特別措置とか、そういうものも一切ここでやめて、そして公平な税負担というところで、国民が納得するような租税特別措置の勇断を持った改廃というものがいまま必要じゃないかと、このように思ひますけれども、どうお考えでございますか。

ちよつと私もわかりませんが、特別措置は、一つは経済政策といひますか、この変遷する経済状態に対して新しく経済政策をやろうというものが、特別措置の一つの根本思想だと思ひます。ところが、そういう時期も過ぎては相変らず既得権的にやっているとしかいへない、これはもちろん修正しなければならぬと、こう思ひております。全部これをよすとなりますと、生命保険の控除とか、少額貯金の控除とか、これが非常に大きいわけですね。税額としましては、これはできないと思ひます。ただ、あまり不公平だとかいう点はやらないければならぬ、先ほどもちよつと申し忘れたんですが、法人税の改正というものは、法人税率をどうするかという以外に、特別措置的なものを修正することによって法人税が事実上上がると、こういう面もありまして、それから事業税、全面的にあわせて一本として考慮したい、検討したいと、こう思ひております。

○多田省吾君 時間がまいりましたので、最後にまとめて三つお尋ねしますので、簡単でけっこうです。一つは、所得税の中にあるいわゆるキャピタルゲイン非課税ですね、それをいつまで続けられるのか、昭和二十八年に全部非課税になつてからもう二十年たつわけですね。しかも、やはり努力をすれば、アメリカやイギリス並みに、この膨大な証券市場のある日本において、非常に不公平と言ひれるこのキャピタルゲイン課税は私はできると思ひますし、大蔵当局も、将来はやっていかなくちゃならないという腹をきめておられるようでございますが、これは私は早急にやるべきだと、このように思ひます。

それから第二点は、この前残されたとおつしやっているギャンブル課税ですね。それからもう一つは広告費課税。こういった問題も四十九年度の税制において相当真剣に、答申まで出るようなことをお考えになつておられるのか。以上三点を御尋ねします。

○参考人(東畑精一君) キャピタルゲイン、思想

としてはもう私も賛成です。いかにこれを実現するかという問題であります。

それから、ギャンブル税もぜひこいつはひとつ考えたいと思ひますが、ギャンブル税のいかにやるべきかは、どういふんですか、私的にやるのみ屋、あつていふことになってきて、片一方で押えて、片一方で変なものができてくるという、これも考えなければならぬ点なんです。なかなか賢いので、人間は。そこらの重さといひますか、これを考えなければならぬ。こういうことは、実際は私どものように世の中をあまり知らぬ者からいふと、いい知恵出ないんですよ。むしろ第一線に御接触になつていらっしゃる方、そういう方からこれは実は知恵を授けてもらわれないと、実際のところ、結局われわれは机の上の学問ですから、そういう点は多田さんなんかからむしろ知恵を授けてもらわなければならぬと、こう思ひてお告ぐ。

○野末和彦君 どうもありがとうございます。先ほど申し上げたように、要領を得ない答弁ですけれども……。

○多田省吾君 どうもありがとうございます。先ほど申し上げたように、要領を得ない答弁ですけれども……。

○野末和彦君 来年度の改正で法人税がたぶん引き上げになるだろうというように、これをちよつと先生おっしゃる通り、いまいちも悪くなつたといひますね、後半から。そう言った場合に、法人課税を強化していく、税率を上げるなりあるいは租税特別措置をいじるなり、ともかく強化する方向にいかにくくなるんじゃないかという不安があるわけですね。いろいろないままでの財界との関係なんか考えますと、そうすると、ことしで

も法人課税強化というのは足りなかつたとかぼくらは思ひます。そうすると、な来年もし景気が悪くなりそうだと、これに踏み切れなかつたとしたら、これで福祉税制へ転換するチャンスは完全に失つちやうんじゃないか。そういうふうにも考えますと、税調の基本姿勢として、景気のいかにかわからず法人税は絶対に上げる方向にいくなつたといふことなのか、経済情勢を見ながらやはりそこは弾力的に考えていかなければならぬと、こういうふうにお考えなのか、法人税を上げる基本的姿勢をちよつとお伺ひしたいんです。

○参考人(東畑精一君) いまは非常に実は野末さんのお話、やわらかいことばなんですけれども、問題としては非常に私は深刻な問題だと思ひます。と申しますのは、景気見通しの問題と関連した問題があります。来年は悪くなるかもしれない、こうなつてきますと、一般に法人税率を上げるといふことに対して非常に強い抵抗があると思ひます。ですから、これは非常に、何といひますかね、洞察力の問題だと思ひます。ことしやるのは、ことしやるといひますが、ことしわれわれが議するのは、そういう問題があるんですが、いまのような点は、まさに法人税を考へる上にとつては非常に重要な問題だと思ひます。それにもかかわらず、やるのかやらないのかと言われたときに、先ほど申し上げたように、私自身として三十分の一の発言力ですよ、正直のところ。ですから、何とも言へませんけれども、あま天下の大勢としては、法人税といふものは少し上げるのが筋じゃないかと、こう思ひております。

○野末和彦君 そうすると、かりに景気が悪くなりかけたとしても、租税特別措置は、これだけは景気がいかに悪いかかわらず、先ほど成瀬先生からの話も出ましたけれども、あつていふ租税特別措置は絶対に、まあ検討して当然改めるなり、廃止するなりこれはしななければいけないと思ひます。だから、税率の問題は別として、これだけはやはりやるのが——いままでのいわゆる企

業優遇の税制の色が濃いわけですから、それを福祉税制に変える、これをもしやらないと、何か税調も政府の単なる手先で、まあたいした権威も何もないんじゃないかという判断をせざるを得なくなってしまう。その租税特別措置に關してだけいえばどうでしょうか。

○参考人(東畑精一君) つまり景気ということと、まともに受ける受けぬという問題でない特別措置もございますからね。それは私は、ある程度まで議論することはできると思うんですよ。

○野末和彦君 もちろん何もかもというのはすぐには当然無理ですけどもね。

それから、法人税はそのくらいにしまして、先ほど出ましたサラリーマンの減税云々というやつですね、これもいまの先生の御意見ですと、結局必要経費なんというものを考えずに、給与所得控除というものを、これを引き上げて実質減税にするのが本筋だという御意見だとお聞きしたんですが、これはばくちと反対なんです。結局、事業主報酬制を税調は反対したけれども、その意見が無視されて、実現しそうだということとは、当然そこに、事業主報酬制は白色と青色との比較とかそういうことから出たらしいんですけども、サラリーマンとの間に結果的に負担の不公平が出てきたわけですね、新しい問題。そこで、今度はサラリーマンが自分たちは一番不公平、重税感にあえていっている、あるいは不公平のあたりをまともに食っているんだ、こう思っている。これは感情論かもしれないが、こう思っている。これは感情論にもう反映しなければいけないときだとぼくは思うわけですよ。大蔵大臣あたりは、感覚的に言っていることはわかるけれども、制度とはこれはまた別でという考え方をすぐするわけなんです。それはちよつとまずいんで、やはりサラリーマンというものがいま感じている不平、不満、そういうものを押さえるには、給与所得控除を上げたということではもう解決できないんで、別にサラリーマン独自の必要経費というものを認める方向にいかなければ、だめなんじゃないか、不公平感とい

うものは絶対なくならない。しかし、そんな感情論はやつぱりこれは別で、税制というものはそんなものじゃないと言われればそれまでなんです。が、そういう意味から、必要経費という控除を別にサラリーマンのために設ける、そうでなければ、いままでの給与所得控除を上げる。これは十六万をかりに二十万に上げるといことだと、事業主のほうにだつてそれは関係してきていくわけですから、やはりその考え方でいくのはちよつと間違いで、税調としてもサラリーマンの必要経費について本格的に検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○参考人(東畑精一君) つまりサラリーマン控除というものは必要経費論なんだというたてまえなんです、われわれは。ですから、これを上げていくという形において、必要経費という形において、必要経費なんというものを概念的に認めていく、こういう考え方なんです。別個にまた新しく、給与所得控除以外に新しく控除するということ考えには、ちよつといままだ至つておりません。それが例の事業主報酬制度に波及して行くところがあるんで、それでわれわれは反対したんです。

○野末和彦君 そうなりますと、だからいまの先生の給与所得控除はイコール必要経費ですね、そうすると、事業主報酬制に反映していくから反対したんですよ。しかし、これはもう実現するんです、事業主報酬制は、そうすると、これが実現すると、もうこれは反対したまま来年にそのまま持ち越していくわけですよ。そうすると、全然これは解決にならないと思う。税調は反対した、しかし、自民党の圧力が何かしりませんけれども実現してしまつた、これではちよつと納得できないと思うんです。サラリーマンは、だから、事業主報酬制に反対した、その反対の理由が無視されてこれが実現した以上、今度は逆にサラリーマンのために考えなければいけないじゃないか、サラリーマンを重点的に考えて給与所得控除イコール必要経費であるけれども、しかし、別に項目を設けなければいけない、不公平は直らないというふ

うにはばくちを考へるんですが、いかがですか。

○参考人(東畑精一君) そういう問題が出てくるというので実は非常に反対したんです。そういう波及力がありますから、税法としては。だから非常に尊重してないんですよ、その点は。

○野末和彦君 非常に興味のあるお答えなんです。これは主税局長それから大蔵大臣にお聞きしますと、税調の意見は、答申には反対と、好ましくないとはつきり書いてある。ばくちは好ましくないというのには反対だといふふうに解釈するのは当然だといふふうにお聞きしましたら、そうではなくて、税調にもいろいろの意見がありまして、つまり反対といふことではなく、賛成の部分もあつた、その賛成の部分を取り入れてあつたといふふうになつたのだといふことなんです。だから、そうなるかどうか、税調ははつきり反対したにもかかわらず、それは無視されたという結果を見ると、何となく税制も、利益代表がきめたり、圧力団体がきめたりするような感じが濃厚にしてくるんですが、そういう面について。

○参考人(東畑精一君) そこまでのことは国会で論議してください、そういう問題は。われわれには圧力団体もないし、事実上事業主報酬制度という主張者もたくさんございまして、反対者も非常にあり、帰結するところどうも反対せざるを得ない、こうなつたわけですね。だけれども、今日の特別措置法に出ているのは、少しその当時にあける事業主報酬制度とは多少違つてくると思ひます。あまりそういう不利になるような、予想されたような利益にはならないような私は感じました。片方のほうの給与のほうは優遇したかもしれないけれども、残つたあれについては法人税が適用されておりますから、しかも、法人税は少しづつ高くなるという気運ですからね、各人の選択にまかせているんです。あれはどういうことですか、あなたどうですか、どうなるかといふことは。

○野末和彦君 それはばくちにはわからないんです。○参考人(東畑精一君) ばくちもわからない。○野末和彦君 それは大蔵大臣も結果を見て、主税局長もそうなんです。その結果を見て、いろいろの意見がまた出てくるから実面からの意見を反映してということをお答えになつておりました。が、だけれど、国会で論議という点なんですけれども、ばくちかけ出しでよくわからないけれども、国会で論議しても、もう税調の答申があつて、それをもとに政府が出してきた案は、もう幾ら何を言つてもそのままなんです。いまの状態では、途中、審議のプロセスでいろいろの意見が出ますが、それは大蔵省がそれを資料として税調にその意見を出しているといふふうには思えないわけですね。そんなことで、どうもばくちは国会審議でといふふうには税調の会長さんが言われても、やはり税調にまず期待するほうが大きいわけですよ。○参考人(東畑精一君) いまここで審議しているのも、一種の国会審議だと私思ひますが、いろいろお話を聞いていることは、言いたいこともあるし、賛成のこともあるし、必ずしも賛成しないこともございまして、けれども、ほとんどそういう意見をおつしやつていただくのは非常にありがたいです。○野末和彦君 じゃ、どんどん。こういうチャンネルをつくつていただくとのは非常にありがたいと思ひますがね。未成年の話に飛びますが、これもばくちが一番最初ここで質問したときに、この問題を出したわけですよ。未成年の勤労者から税金を取るなんというのはおかしいと、こう言ひ出したわけですが、そのときはあまり賛成意見はなかつたですけれども、来年からいゆる未成年を特別に優遇するんじやなくて、課税最低限を引き上げることによつて実質減税するといふ方向でどうやらきまりそうなんです。ちよつとこゝでばくちの意見があるのは、課税最低限を引き上げて、結果的にその中に未成年も入つたぞといふ考え方はなくて、未成年勤労者といふものが、特殊な性格を持つた納税者だといふ面を見な

きやいけないうんです。つまり、納税の義務と、それから、国政参加の権利は、表裏一体なものですから、ですから、彼らのように選挙権を持ってないという人間は、いわゆる税負担公平という見地から見れば、ハンディをよっているんだと、そのハンディを人的控除で示すのが当然で、弱者保護というか、まだあんな未成年の中学卒業したての子供からかわいそうに税金取ってというふうな考え方だけでは、ばくは十分ではないんだと考えるんです。ですから、課税最低限を引き上げて、一般的な形で減税になるということもけっこうですが、やはり未成年労働者控除というものを、少額でもいいんですが、勤労学生控除と同じように、人的控除として設けるべきであつて、先ほど先生がおっしゃいましたように、未成年を十八にかりに下げたとしても、そうしたら、あるいは十八歳に選挙権が行便できるようにしたとしても、十七、十六、十五というのがありますから、やはりここで未成年労働者控除というものを設けておくことが大切なんじゃないかと、これは課税最低限とは別に考えるべきだというふうに思っているんですが、いかがでしょう。

○参考人(東畑精一君) あなたがそういう発想を持っていたということは実はさうまで知りませんでした。いまお伺いしたんですけれども、私は、二つのほうから言つて、未成年の資格をほとんど下げていくということ、それから、一般の労働者控除を上げていくという形で、実質上結果としていま未成年者は所得税払わない、こういうことになりたいたいの筋じゃないかと、こう思つております。と申しますのは、未成年控除するというと、翌年成年になったときにたつとそれが減つちやうということは、いかにも段階がはつきりしておりますね、税としてはまずいのではないかと、こういう考え方です。

○野末和彦君 そうですかね。別にたつと減つても、それは全然あたりまえのことと、成人に達したのだからということで割り切れると思つたのですかね。そういう御意見であるということで、私の

ほうもまた考え方を検討してみますけれども。

それから、課税最低限が引き上げられるたんに感じることもありますが、もうとつとに引き上げられた課税の対象になつていない層がほとんどこれからふえていくわけですね。そういう人には減税の恩典がないわけで、税制上はそれでいいのですけれどもね、いわゆる低所得者層と言つちや変ですけれども、課税最低限がある、その以下の所得層に対しては歳出の面でいろいろめんどうを見なければならぬ、これが筋だと思つたのですがね。しかし、日本のいまの政府の考え方では、さう簡単に——口ではめんどう見ているのだと言つけれども、福祉とか社会保障という面では非常にお粗末なわけで、そんなに極端に前進するとも思えないわけですね。そこで、やはり外国なんかでも逆の所得税というふうな考え方が、いろいろ内容がそれぞれ違つていようだけれども、出てくるわけですね。税調なんかでも、もう日本でもこういう負の所得税といひますか、逆所得税といひますかね、こういうものを検討してもいいのではないかと、こういう声がありますか、それともまだ全然それは学者だけの話で、税調にはお話が出ておりませんか。

○参考人(東畑精一君) まだ逆所得税の概念は、そのものとしては議したことではないと思つておりますが、ただ低額所得者に対していろいろな政府が出している金がございます。こういうことはもちろん考えております。——逆所得税を、特別委員の肥後君という人が税調で発表されたことがあります。漸次そういう問題、つまりいろいろの低額所得者に対する、何といひますか、給与がございしますね、それと引くくるめたようなことになつて、所得税も議さなければならぬ時期にはだんだん近寄りつつある。ただ所得税そのものとしては、はずれた人は問題にならぬですけれども、それではいかにも国政を議するといふ点からいつたらまずいのですから、逆所得税的ないろいろな財政支出がございますから、これは引くくるめて考えていきたいと思ひます。

○委員長(藤田正明君) 参考人に対する質疑はこれにて終了いたします。

東畑参考人には貴重な時間をおさきいただき、心から御礼を申し上げます。本日はありがとうございました。

午前の質疑はこの程度とし、午後三時三十分まで休憩をいたします。

午後零時七分休憩

午後三時四十五分開会

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、柴田栄君、山崎五郎君、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として竹内藤男君、斎藤十朗君、高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(藤田正明君) 休憩前に引き続き、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、以上、四案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 まず、大臣に、本論に入る前に二、三の点について質問したいと思ひますが、その第一点は、この前の本委員会におきまして、うちの竹田委員が質問した点であります。四十七年度の国債発行三千六百億は打ち切つた、それで四十八年度の四、五のこの二カ月分で七千二百億、こういうことで、その目的は過剰流動性を吸収するということである、こういう答弁であつたと思つたのです。そうだとするならば、むしろ四十七年度の三千六百億もこれは打ち切らずに、むしろ一兆円以上の過剰流動性を吸収することになるのですから、そのほうが政府のやり方としてはむしろ適切じゃないか、こういうふうに見えるのですけれども、その辺の見解はどうなんでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 四十八年度の四月に三千五百億、それから五月に三千八百億の程度、これを発行予定いたしましたして、その実施に入りつたところでありまして。

なぜ四十七年度の予定した三千六百億を取りやめたかといふことでございしますが、これはまず予算のほうのたてまえからいけば、四十七年度補正予算の編成のときには、歳入見積もりが、この前も御批判をいただきましたが過小であつた、結果においては過小であつたといふことを事実として政府としても認めざるを得ません。そこで、補正予算編成の当時は、歳入の権限をいまだいて、歳入の税収の見積もりがそれに足りないもので、それでこれを執行するために、公債財源によつておつたわけでございしますが、その点は御理解をいただいたと思ひます。

そこで、第二の問題は、なぜ取りやめたか。四十八年度の計画としては二兆三千四百億円の公債発行を予定しておりますし、それから四月、五月と、ちよつと数字を、なんです、四十八年度におきましては、シンジケートの引き受け分が一兆八千七百億円のうちに、上期に一兆円、これが五二%に上期はなるわけでありまして、そこで四月、五月には、いま申しましたような額を発行いたしますと、この両月でシンジケート引き受け発行予定額の七三%を発行することになるわけでありまして、で、この程度が、四十八年度の年度初において、現在の判断といたしましては、この程度の公債をいおぼり上げて発行することによつて、過剰流動資金の吸収ということについては十分効果がある、それから、御案内のように、諸般の金融措置を並行してとつておりますから、これ以上、現在一兆円程度に発行するといふようなことは行き過ぎである、こういう判断に立ちまして、もう四十七年度分はやめにして、四十八年度の年度計画を、年度中の繰り上げ発行といふことで目的を達し得る、こういう考え方に立っているわけでございします。そして市中消化が原則でございしますし、シンジケートの引き受け団との話し合い等か

ら申しまして、実際問題としても、いまパーセントを申し上げましたように、発行予定額の七三%、年度間の発行予定分からいえば三八%になりますから、この程度が最も妥当であろうと、こういうふうにご考へておられるわけでありませう。

○戸田菊雄君 時間もありませんから、詳しくはいずれ機会があったときに再度また質問してまいりたいと思つたので、もう一つは、私の質問に対して大臣が、四十七年の三千六百億というものを打ち切つたのは、自然増収が当初の見積もりより非常に多かった。いわば財源補てんができるという状況になった、こういうことなんですね。従来政府の主張してきた国債発行の理由は、あくまでも建設公債。赤字公債がどうかというところで議論をされたわけでありませうけれども、そういうことになりましたと、その理由一つからいけばこれは一面的に判断はできませんけれども、どうも政府のいまの態度というものは、やっぱり赤字国債補てんということになるんじゃないだろうか。こういうふうにご考へるんですけれどもその辺の見解はどうでしょう。

○國務大臣(愛知揆一君) 学問的に言えばいろいろの論議があると思ひますけれども、財政法第四條、第五條の規定によつて市中消化建設公債といふことの中にはきつちり当てはまるものでございませうから、赤字公債という考え方はございませう。同時に、公債といふものは、一面には景氣調節の手段として有効であります。同時に四十八年度における公債の計画といふものは、一面において現下の金融情勢に対応して適切な措置であると思ひますが、同時にこの公債財源によるものは、財政の機能を通じて従来の經濟高度成長よりも、福祉國家建設の方面に向ける。こういう考へ方で、この機能を通じてかじを切りかえようとしているところにまた大きな意味があるわけでございます。したがひまして、一面歳出においての年度内の支出の調節にあたつても、これも前回の委員会で申し上げましたように、最近における特定の物資の需給關係、価格の高騰の状況等をにらんで若

千の調節をやるわけにございませうけれども、生活關連、福祉關連といふようなもの、それから寒冷地といふようなところ、對象的、地域的には予定どおり、あるいは場合によってはそういう面はむしろ早く支出をするという配慮をいたしまして、現在こまかく歳出の支出の計画を現に練つて、こまかく計画を立てている次第でございませう。

○戸田菊雄君 そうしますと、今後とも従来主張してまいりました再建國債といふ基本方針でいく、こういう姿勢でございませうか。その点一つ。それからもう一つは、時間ありませんから端的にお伺ひしますが、四十九年度の經濟見通しですね。これはいま非常に金融引き締め体制に入つておる、こういうことですから、あるいは来年の一月以降の經濟見通しについてどういう考へを持っておられるかわかりませうけれども、私いろいろ國際的な背景などを考へましても、どうもアメリカの貿易圧力が一つくることは間違いないと思ふのです。それから、國際通貨体制の調整がまだできない。これはナイロビ總會等で今後検討されたいという手はずになつていられるわけにございませう。

その辺の見解も非常に私は困難な一面を持つておるのじゃないだろうか。こういうふうにご考へるのですけれども、こういうことをいろいろ考へてまいりますと、國際通貨問題はあと少し機会があったときにまたお伺ひしたいと思ふのですが、どうもアメリカで経験をしたスタグフレーション、こういうものに日本の景氣が来年一月以降迫り込まれないのかどうか、そういうことになりませうと、あとで法人税の税率引き上げにも關係してくるのではありませんけれども、いざにいたしまして、あまり芳しい經濟状況ではなくなつていくのじゃないだろうか。こういうふうにご考へるのですけれども、その辺の見通しが一つです。

があらたけれども、やはり安定成長を目ざすといふようなことをはつきり言つておつたですね。ところが、今回の田中内閣の場合には、この方針が明確なものにきまつてないと思ふのです。大蔵大臣の従来の予算委員会その他の答弁で考へていくならば、非常に財政部面については積極性、積極化ですね。それから、金融面については引き締め政策をやつていられる。こういういわば態度をとつていられるのですから、この調整がはたしてうまくいくのかどうかといふことは、非常に私たちは疑問に思つておるところなんです。ですから、今後一体列島改造といふものを下敷きにして、現状進められておる經濟の動向といふものはきつめて超高度經濟成長ですね。以前にも増して大きくなつた。そういう中で、財政積極化、金融引き締め体制、こういうことでいくわけですから、この政策がはたしてうまく調整といふようなことではないかというわけなんです。非常に疑問視するわけなんですけれども、その辺の考へ方について端的にひととお答え願ひたいと思ふんです。三点です。

○國務大臣(愛知揆一君) 非常に問題が広範でございませうから、できるだけ簡単に申し上げたいと思ひますけれども、まず、公債政策を今後どうするかという御趣旨が第一だと思ひますが、四十九年度については、私は、四十八年度は特殊のときであつて、相当程度の公債を発行することが妥当であると、しかし、四十七年度の公債依存度よりは少しでも少なくという配慮をしたことは御承知のとおりでございませう。そういう考へ方は、将来長く公債依存度を相当の幅で続けるというこは、不適当だと考へます。これは端的にいって、償還計画といふようなものを考へましても、その考へ方は妥当であると思ひます。で、ところが一方、いま池田内閣という話が出ましたが、池田内閣當時には考へられなかつたような國民的な要望、つまり一口に言へば福祉國家建設といふことがもう至上命令にいま國民的な課題になつてい。このためには財政需要が相当膨大になるといふことを當然覺悟していかなければならない。これは長期社會經濟計画の示すところでもあるわけにございませう。どうしてもやはり税収入といふものは相当考へていかなければならない。

るからでございます。

で、そういう点を考え合わせながらまいりますれば、税の米年度あるいはそれ以降の構成ということについては、前から申し上げておりますように、まず直間の比率も、必ずしも従来の考え方にとらわれずには考えなければいけません。直接税の中の配分については、どうしてもやはり法人重課ということに力点を置いていかなければならない。大衆課税は、反面においてできるだけ減税をしていかなければならない。こう考えてまいりますれば、私は、どうしてもやはり四十九年度の予算の編成については、法人税重課ということができるような環境をつくりながら、またいままで税率等についてはそういったようなこともございまして、四〇%とか、四二%やれというお話もありませんが、それを具体的に数字で表明することはできないというところは申し上げておきますけれども、法人税の重課とか、特別措置についての積極的な洗い直しとかいうことはぜひ実行ができるようにいたしたいと、こう考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君　まあ、法人税率の今後の重課体制についてはわかったんでありますけれども、しかし、法人税率の引き上げ額の問題ですが、これもいままでいろいろと論争されましたから、複合する質問はいたしません。ただ問題は、社会発展計画を見ても九%、経済成長がですね、この程度で押えていくということが言われているんです。それから、税調答申でも、法人税は引き上げる方向でいきなさい、社会発展計画でも引き上げる方向でいきなさい、その点では一致しているわけですから、経済動向に従って成長率何%を土台にしてそういうものが可能なのか、この辺の見解をひとつ伺いしておきたいと思うんです。

○国務大臣(愛知揆一君)　四十八年度において實質一・六%、まあ、まずこの四十八年度で、いつも申しますけれども、まだ年度が始まったばかりでございますが、前年度を通じて、そして結

果において成長率實質一・六%という程度のことところが経済見通しでもございまして、それは批評をされる方のほうから言えば、前提がいろいろ狂ったというお話もございまして、私は、やはり経済の見通しとして四十八年度においては、それが妥当なところではないかと、こういうふうにご覧いただいております。そして、この年度の経過中だんだんと四十九年度の経済見通しはどうなっていくであろうかということが、だんだんこれからの情勢の推移の中から、そういうことが政府としての見解として示されお示しできる時期がくるかと、かように考えておりますから、四十九年度以降については、いま現時点において九・何%がいいであろう、あるいは一〇%こすであらうとか、そういう点については、現在政府の立場としては言及することはできません。

○戸田菊雄君　その上げるといことはわかるんですけれども、ただその幅の問題についてはきょう私質問しません。ただ問題は、いま政府が指向している方向は、一つは、私は、欧米並みということが考えられると思うんですね。そうだとすると、ならば、あるいは野党のいろいろな要求としては四〇%ないし四二%まで引き下げなさい、政府もいずれにしても引き上げると、こう言うんですから、それならば、年次計画等を示して、この年次まではこういう状況でいきますよと言うことが、非常に国民に対する親切なやり方ではないだろうか。重課の方向も、政府の考えこうだなんていうことは明らかにわかるわけですから、ですから、そういう考えがないかどうか、これはひとつ伺いしておきたいと思うんです。

それからもう一つは、この法人相互の株式、いわゆる同族会社の場合、これ時間ありませんから理由はいろいろ言いません。しかし、いまの同族会社の場合は、形式だけであって、実質的には本社のほうですべて人事権も給与体系も全部握っているんですね。ですから、大臣もご存じだと思いますけれども、川岸鉄工所の場合ですね、仙台で県条例でもって誘致をして税金をまけ、補助金を

出して、そして坪三千円です、あのガス工場の前ですから、非常に一等地ですね。これを十年ばかりやってきて、擬装倒産でもって倒れてしまった。ところが、その収入は、全部本社へ入っちゃった。あるいは松下系列の電機関係の販売状況を見ましても、これは二重価格でだいたい消費者団体からいろいろな要求が出ましてやりました。そのときに、テレビの値下げをやったというのは、流通のマージン体制を縮小してやったんですね。それから、本社のほうは全然痛くないのです。そういうぐあいに、その内容も経営方式には非常にトリックがあるわけですね。だから、そういうものに対して同族会社だからこれだけの減税措置をやりますというところは、私はどうも了解しにくい。

ですから、こういった問題については、全額課税対象でいくべきじゃないか。確かに一面では、中小企業がどうのこうの、純粋なものがあることはあります。だから、そういうものについては別途税対策を講ずるということが、私は、適切ではないだろうか、こういうふうに考えるんですけれども、その辺の見解についてまず伺いたい。

○政府委員(高木文雄君)　ただいまお示しの具体例については、私詳しくは存じませんが、確かに申し上げるような問題がいろいろ出てくることは間々あることではございます。しかし、それは一体本来税の問題であるのか、それともまあ商法で比較的任意にいろいろ企業を設置をして会社をつくって、そしてそれを実体的には一つの企業であるものが、二つの企業に分かれたり、またそれを合わしたり、それが比較的自由にできるといふ現在の商法のたてまえあたりに相当問題があるんじゃないかと考えるわけではございまして、税の問題としては、現行の税制はすべてそういう商法の考え方なりの上に立って仕組まれておりますので、いま言ったような問題についてはなかなかあま手が出ないというのが現状でございます。それは同族会社であろうとなかろうと、いかなる場合にもその企業が、しがるべきときにしかるべき形でつくり上げることができるし、またやめることができる

きるといふあたりに問題があるわけではございまして、なかなか私ども、ときどき戸田委員のおっしゃるように、具体的には好ましくないなという事例に当たることがございますが、どうも私は税法の分野の問題の前の問題のほうがより根本的であり、そこから直されていかなければならない問題ではないかと思うのでございまして。

○戸田菊雄君　まあ、私も確かに税制面だけで規制できることは考えておりません。それは商法も関係するでしょうし、民法も関係するでしょう。各般のやっばり総体政策が入って初めて防止できると思うんですけれども、しかし、それだからといって、税制上各般の措置をとっているわけですから、できるだけこの国民が納得するような方向での努力は必要だろうと思うんで、この点は今後ともひとつ検討したいと思うんです。

それで次は、この利子・配当の分離課税の問題ですが、これはやっぱり私は廃止すべきだと思っております。今回確かに合理化その他やりました。改廃合理化やっただけで、一部、しかし、結果的には増収態勢にいつておるのですね。別の面で拡大していつておるのです。租税特別措置——その元凶が、何といつてもこの分離課税にあることは間違いないのですから、だから、端的に言って、この課税最低限をちよつと見ただけでもわかりますように、配当課税の場合は三百四十三万一千六百五十二円——四十七年度ですね。これは確かに九十何万減って、二百七十五万七千二百五十円になりました。しかし、これに比して給与所得の課税最低限は、夫婦子供二人、これで百十二万二千二百六十円、これは四十八年、先年は百三万ちよつとです。こういう状況になっているのですね。だから、確かに九十何万減らした、これはわかりました。しかし、今後こういつた所得税の最低限と、それからこの分離課税ですね、配当課税限、最低課税限、こういうものは均衡化の方向をとっていくのかどうか。もし、とっていくとすれば、やっぱりこれも年次計画でもってこまめでいけば、所得税、地方住民税、そういうものの全体を含めて、

こういう均衡化をはかりますよと、こういう意思なのか、その辺の内容について、ひとつ明確なものがあれば教えていただきたいと思うのです。どういう方向でいくのか。ことし確かに九十何万減らした、それはもう私は了とするとどうですか。でも、今後どうなるんですか。これはやっぱり均衡化の方向に持っていくのか、それは最終的にはわれわれが主張するような全廃方向でいくのか、その辺の見通しをひとつ教えていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) ただいま御指摘の点は、分離課税の問題というよりも、むしろ例の配当控除の問題であらうかと思ひます。御存じのように、四十八年分から一〇%に下がるわけでございますが、これは四十五年改正から予定をしておりましたところで、当時一五%でありました配当控除税率を漸次下げて一〇%にする、四十六、四十七年は経過的に一二・五にするということ、四十五年度の改正でお願いをしたのが、今回実現をするというふうになるわけでございます。

この問題は、おっしゃる通りに、しばしばサラリーマンとの関係で御指摘がございしますが、同時に、資本充実といいますが、そういう見地から見ました場合に、ある程度貯金との関係で、配当についての優遇を考えませんと、いつまでたっても直接金融が伸びていかない。したがって、自己資本率が上がっていかないという問題があるわけでございまして、それと同時に、その直接金融の優遇といいますが、奨励といいますが、そういうことを考えます場合に、配当控除のような形で、株主段階で何かの形でインセンティブがあつたほうがいいのか、あるいは法人段階で配当に充てますところの所得については配当課税というふうなことでございまして、これはいわゆる実在説、擬制説問題とはまたちよつと別に、政策論としていろいろあるところでございまして、各国の税制を見ておりまして、御存じのように、本年の本月一日から、イギリスではまたグロスアップ方式をとり出したというふうなことで、各国の実例でもしばしば右

に左にゆれ動いておるようなところでございします。

要は、税制上の不公平感、理屈はとにかくとして、実質的な差、給与と配当とに關する不公平感の問題と、基本的な直接金融についてのどのような形でのインセンティブを与えたらよろしいのかという問題点と、相反する問題を同時に解決すべき問題であるというところに、非常にむずかしい問題があるわけでございします。今日まで、過去において一番高いときには二〇%でございました配当控除が、一五の時代を経過して一〇のところまできましたというところは、やはり実感としての不公平感というものが放置できないということからこうなつてきたわけでございしますから、これから先どうなるかという点については、私の立場でいままなか申し上げにくいわけではございします

が、いままでの足取りを見ますならば、やはりどちらかといえば、いままで歩んできた方向に行く、つまり配当控除がだんだん下る方向に行くのが常識であつて、一ぺんこう下がつてきたものが、またもとへ戻るといふのはおかしいわけですから、下がることになるとは、いまの二〇%にとどまっていられるかというあたりは、非常にデリケートでございしますけれども、もとに戻るといふことはちよつといまの税制としては考えられないのではないかとと思ひます。ただし、来年度は、法人税制全般について洗いがえをする必要があるということとを、しばしば大臣からも答弁されておるとおりでございします。その場合に、税率の問題が議論される際には、配当課税税率の問題も当然議論されますから、それとまたこれとが關連してくるという關係になるかと思ひます。いずれにしても、相当、基本は、税制の問題もありますが、税制の問題よりも一つ前に、預金を奨励して間接金融を伸ばすようにするのか、株式投資を奨励して、そうして直接金融を奨励していくのか、その直接金融を奨励する場合に、配当については株主段階で何かインセンティブを企業段階で考えるのか、こういういろいろ複雑でございしますので、その辺は

とつくりと、今度は来年度を控へまして、各方面の御意見を承つて結論に誘導していきたいと思つております。

○戸田菊雄君 時間ありませんから、次に移りますけれども、そこで、具体的な租税特別措置の今度創設をした新設のものについて、一つだけ具体的な問題で伺ひたいと思ひます。

無公害生産設備についてなんですが、初年度三分の一の特別償却制度の創設、こういうことになつてゐるのです。この三分の一創設で減収額総体で幾らか、それをちよつと示してください。

○政府委員(高木文雄君) 減収額は、実はなかなか的確に見込みにくいのでございしますが、いまの計算では一億十三億と見ております。

○戸田菊雄君 それでは、実は、大蔵省の担当の方からいろいろその資料内容については説明を聞きまして、それも出していただいたのですが、どうも減収額の総額は、局長いま答へたように、この一つだけとつても、十三億ちやんと出ているのです。しかし、台帳にいきますと、なかなかわからないのです。積算の基礎が出されてない。たとえば、これはいたいた資料なんです。この中で、「公害防止施設の特別償却の対象設備」それで区分として「船舶廃油処理設備」というのがございします。この減収額、あとどのくらいか、またこれも発表してもらいたいのですけれども、これは、運輸省とかね合ひが出てくるのです。運輸省と大蔵省がいろいろ合はせて、減収額というものは総体何ぼと、こややるわけですから、その台帳の内容が実は資料としてどうしてもつかみ得ない。大蔵省からは、非常に忙しいところでしたけれども、一定の資料はいただきました。これは「資本金階級別内訳」で一億円未満、一億円以上、十億円以上、五十億円以上、百億円以上、こういうことで、これは資料としていただきました。これは資料にありますから割愛をしますけれども、そこで問題は、この「船舶廃油処理設備」の、その「船舶」の内容なんですね。これは、四十二年の運輸省告示でもってなされておる各指

定——行政指導の省令告示だと思ふのです。これは、そのことによつて、いろいろ行政指導を踏まえているわけですから、その中で「船舶」については「船舶廃油処理設備」とありまして、船舶、油水分離装置等々こまかく規制しているわけですから、それから、「船舶廃棄物処理設備」については、油水分離装置なり、焼却設備なり、汚物処理装置等々、こまかく全部法律上は制度上として引き合ひを出している。しかしこの法律の適用で、たとえばタンカーがいろいろの整備されて、隻数はどのくらいあるのか、あるいはこれから建設予定のタンカーはどのくらいあるのか、そういう会社に対してどのくらい減収分として恩典を与えていくのか。こうなると、それ以上の資料がわからぬということになるのです。だから、運輸省、来ていると思ひますけれども、その辺の、隻数なり該当会社なり、これは民間のおそらくオイル会社がほとんどだろうと思ふのですけれども、そういうものを資料でくれと言つたんだけれども、まだ出てきてない。こうなると、審議ができないのです。適切なものが、減収対策をとつて、総額は積算されて出ているけれども、どういうところのどのくらいの償却三分の一を適用されているか、これは全然わからない。そうすると、国会における民主的コントロールができないということになるのです。これでは審議ができません。そういう問題について、時間がなかつたのかもしれないけれども、おとといからこれは言つていって、時間になつたのかもしれないけれども、ことなです。私は前回の委員会でも明確に委員長、理事にそれを依頼をして要請しているわけですから、それでも出てこない、各省からね。こうなると、国会でもつて各般の実行をやるといつたつて、これは形式的なものになつちゃうんですね。その点の注文も含めて、ひとつ隻数の問題で発表してください。

○政府委員(佐原亨君) 運輸省のほう、きょう先ほど私耳にいたしました、非常に準備がまだ不十分でございしますが、どの程度の船舶にこういういった廃油処理施設が設置されておるかという御質問に

この根底が非常にあやふやだと思えますね。二〇〇％税率を課すると言っているんですけれども、こういう問題について、制度上の欠陥が相当あると思うんですが、その辺の見解については、今後どう一体検討されるのか、それが一つ。

それからもう一つは、今回、事業主報酬制度でもって、青色申告に特典を与えたわけです。これはおそらく記載させるから、そういう意味合いで、白色申告やその他には適用しないということになるだろうけれども、それは制度上設定したのですから、やはり全納税義務者に、その該当者を全部この制度上適用していくというのが正当じゃないか。だから、そういう記帳上の問題であるならば、それは制度上記載させることにして、そして単に青色だけにこの特典を与えるということじゃなく、全部適用させる、そういう制度に将来いくべきじゃないかと思うのですが、その二点について質問して、私は終わります。

○國務大臣(愛知揆一君) 土地税制については、前々から申し上げておりますように、政府としてもいろいろの角度から、全くいまだかつてないような税制でありまして、しかもそれに、土地を吐き出させることとか、あるいは好ましいような宅地造成その他にそれを造成ができるようにするとか、しかも、その目的のために、他の土地政策のいわば補完的というか、そういう作用をねらって、

論もあり得る。そこで、四十四年以降に取得したものであつて、そういう土地には広く網をかけて、持つていても得にはならないと、たとえば、金利が七％であるとして、それが二割アップになるというところで、一・四ということが出てくるわけでございます。そういうふうな考え方で持つていても決して得にはならないということで、これが放出されることを期待する。

それから、法人の譲渡税のほうにつきましても、いろいろの御議論があつて、私も御質疑を受けておりまして、率直に言つて迷うところもあるんでありますが、たとえば、極端に言えば、完全な分離をして、そして土地の譲渡益についてはもつと高率の七〇％とか八〇％の税率を掛けたいではないかという御議論も伺つて、それ自体からすれば、そのほうがあるいは効果があるかもしれない。しかし、そのところでもまた何しろ税のこともであり、欠損法人に対して、欠損であつても、とにかく土地から利益さえあれば、それに大きな税率の税をかけるというところは少し行き過ぎではないか、あるいはまた税率を非常に高くすれば、ほとんど土地の流通性というものが否定されてしまひはしないかと、あるいは極端に言えば、土地国庫というふうなことになるまいかと思つてはなかつたか、いろいろの点からいまして、一つの妥協点を欠損法人についても二〇％、したがつて利益をあげている法人は合計すれば七〇％の課税率になる、まあ、この辺のところをぎりぎりのところではないか、こういうことで御提案をいたしておるわけでございます。何しろ初めての試みでございますから、そういう実は、社会党の土地問題についてのこまかい御意見なども、政府としてもほんとに謙虚に取り組んで、いろいろ取り入れさせていただきたいところは取り入れようという考え方で、すいぶん勉強させていただいたわけでありまして、そういう経過などを申し上げて恐縮でございますが、そういう考え方でございます。

それから、事業主報酬制も、これはやっぱり全然新しい試みでございますから、まず時限立法にして、五年間の試みとしてやりたい。それから他との権衡ということもすいぶんいろいろと考えてみました。そして一番近い権衡相手としては、たとえば同族会社というふうなところと見比べまして、同時に、零細な個人企業の場合でありまして、できれば、こういう際に経営の合理化、帳簿の整理、店と住まいとの区分というふうなことを、この際明確にしてみたいというふうなことから考へてまいりますと、白色申告に及ぶことはちよつとこれは無理であるということ、青色申告に限つたというふうなことでございまして、いろいろ今後研究すべき多くの問題がまだ残つていゝるかと、私は率直にそういうふうには考へませんが、時限立法でもございまして、いろいろ今後の実施の経過等にかんがみて、改善すべきところは十分将来改善することにやぶさかであつてはならない、こういうふうには考へております。

○竹田四郎君 資料をいただいたわけでありまして、まず、この資料の中で、四十三年以前と、四十三年以後との数字が出ています。「産業別・資産区分別の土地保有及び取得の状況」というのを見させていただいたわけですが、この二枚目の一番最後のところに(A)と書いてありますが、B欄のこれでいきますと、たなのおろしの土地が四千三百ヘクタールですが、これだけあるというところになつてはいるのですが、一体四十三年度までに取得したこの四千三百ヘクタールというのは、おそらく建設省の調査は、四十一年から四十三年までというこの数字は、たなのおろしというふうには思ふのですけれども、ひとつこの四千三百ヘクタールの、四十一年、四十二年、四十三年別の数字と、それから、この事業用資産というの、実際はたなのおろし資産的なものがあるかあるように思ふのです。たなのおろし計画もなしに、金がかつてゐるからこの際土地でも買つておこう、土地を買つておけばまた転売してもけつこう銀行に預けるよりもいいものになるからということでありまして、ひとつその四千三百ヘクタールという

のと、この上の二十九万八千八百二十七ヘクタール、この数字の年度別の取得状況をひとつ知らせてください。

○説明員(川上幸郎君) お答えいたします。各資産の年度別の取得状況でございますが、たなのおろし資産から申し上げますと、四十一年度は八百七十六ヘクタール、四十二年度が八百四十五ヘクタール、四十三年度が二千二百二十二ヘクタールとなつております。

なお、事業用の資産について申し上げますと、四十一年度は二千七百一十一ヘクタール、四十二年度は三千五百一十一ヘクタール、四十三年度は三千七百十六ヘクタールが各年度の取得状況でございます。

○竹田四郎君 そこで、この前も私は、西武鉄道のお話を申し上げたわけでありましたが、西武の有価証券報告、これで見ましても、分譲土地建物というところで、四十二年三月の決算期と四十二年九月の決算期で三百万ヘクタールくらい多く取得しているわけですね。それから四十三年の三月期と四十三年の九月期を見ても、これまた三百万平米くらい取得をしている。こういうことにもなつてゐるわけですね、それから、別の資料、「A電鉄及びB不動産の土地保有面積」これを見ましても、たとえば、B不動産、おそらく首都圏の郊外地域に出てゐる不動産であろうと私は思ひますけれども、これを見ましても、四十六年の年度末現在の保有面積千六百二十一ヘクタール、それから、四十三年度末までに取得した土地、これが千三百五ヘクタール、圧倒的に四十三年度以前に取得してゐる土地なわけですね。で、その他の資料を見ても、この四十三年度以前に取得してゐるものといふのは相当ある。しかも、この中で不明のD欄に書いてあります千六百九十五ヘクタール、これは取得年次がよくわからないんですけれども、これは半分半分とたとえば考へてみますと、回答がないわけですから、もう半分半分と考へるしかないと思ふんですけれども、そういういたしますと、四十三年度末までのたなのおろしの部分を見ましても七

千ヘクタール、もう相当ばかどかいものに実はなつてゐるわけですね。ところが、今度の法人の土地譲渡に対する期日の問題は、四十四年一月一日と、こうなつてゐる。これは私はきわめて大蔵大臣、安易に、個人の長期譲渡所得とのバランスだけで考へてゐると思ふんですね。しかし、土地の実態は実は違ふんですよ。そうしますと、私は大部分のやつが、大部分とは言わないが、少なくとも半分近くのもの四十三年以前に取得してゐるもの、これはおそらくものすごく安く、ものすごくもつてゐると思ふのです。たとえば、西武の土地の問題を見ましても、たとえば、大蔵の取得した価格というものは、坪——ここは高いところでしょうが、坪二万一千円。ところが、実際のその近くの公示価格は十一万八千八百円、それは造成費とかその他の金利とか、あるいは利潤とかそういうものがあるでしょうから、一律には言えないと思ひますけれども、それにいたしまして、たいへんな違いです。たとえば、この前申しました横須賀の、これはおそらく建設省が出された資料とは違ひますけれども、私のほうで大体それに該当してゐるんじゃないかというふうに思はれるところの、この資料でいいますと、武山を見ましても坪当たり取得価格が平均しまして五千四百円、低いときには四千四百円で買つ、それがその付近の公示価格の坪当たりでいきますと八万七千四百五十円と、ものすごく安い価格で買ひ、結局売るときには、おそらくその辺の公示価格を見ながら売らるわけですから、そうすると、非常に大きなもうけがころがりこむ、しかも、長い間いまま問題になつてゐる買い占め、売り惜しみというものが入つてゐるわけですね。そうすると、どうも私はもう四十四年一月一日というのは非常に不公平だ。また、そういうことによつて土地を出させようというふうにしても、これではもう長持ちさせるだけだ、持つていけば持つてゐるほどもうかる。しかも、これはあとで聞きますけれども、大蔵大臣、少し、四十四年一月一日というその期日というのは、私はあまり適当な時期じゃない、非

常に安易に個人の譲渡所得との関係だけというき
わめて安易な形で法案を作成していると思うん
です。これは、今度法人の譲渡所得に対しても
税金をかけるという趣旨とはいへん違つたもの
になつてくる、こう思うんですが、その辺は率
直に私は、修正なさるべきだと思つてゐます。

○国務大臣(愛知揆一君) 非常にこまかく御検討
をいただいたの御意見ですから、私もそれに非常
に敬意を表するんですけども、いま御指摘あり
ましたように、これはまさに四十四年の個人に対
する税制の改正を補完するといふところに一つの
時点を置いたわけでございまして、同時に、投機
の対象としての土地が法人等によつて大いに乱用
されたというのも、過剰流動性というものが四十
六年から始まっているというところから、四十
四年以降にいたしました。それが悪いからとい
ふことになりまして、私どもの考え方として
は、それならいつまでかのはればいいかとい
うことにもなるわけでございまして、政府の考
え方としては、四十四年の税制で、そして放出され
た土地が思わざるところの手に入り、あるいはそ
れが投機の対象になった。たまたまその以降の時
期において過剰流動性の問題が起つたのが事実
であると、そういう点に着目をしていまして、こ
こに時点を区切つたわけでございまして、こ
ういふ考え方をとりまして、私は、修正する
といつても、それならこの時点までさかのぼる
かといふことに、これはまたいろいろの議論が起
こるのじゃないかと思つて、修正といふこと
とは考えまされども、御意見のございましてこ
とは、私は、敬意を表しておるわけでござい
ます。

○竹田四郎君 大蔵大臣ね、先ほど私はわざわざ
それでこの建設省の調査の数字の中で、年次別の
取得状況を述べてもらつたわけですね。たな
おろし資産については、四十三年というのは非常に
ふえている。それから、事業の資産においても四
十三年のところでぐんと伸びている。こういう数
値がすでに出ているわけですよ。これは権威のあ
る建設省のお調べですからね、単なる私の数字

じやなくて、建設省の数字なんです。そのために
もおそらくこのアンケート調査というのはおやり
になつたはずですよ。いつまでもただ個人の譲渡所
得との振り合いだけ考へてゐるということになる
と、私は、国民はあまり承知しないと思つてゐ
ます。

ちよつと建設省に伺ひますがね、それでは、こ
うした用地が一体どういうところにあるのか、ほ
んとうに吐き出させて、それですぐ役に立つよう
な土地なのかどうか、これも私は問題がある
と思つてゐます。大部分は調整地域を買つてゐる
んですよ。当分の間、開発見込みのないようなこ
ろをわざわざ買つてゐるというのは、十年たてば
線引きは直しますよ。十年後を待つてゐるとい
うことしか言えないわけじゃないですか。まさに買
い占めになると、買い占め売り惜しみの典型的な
ものだと、私は思ふ。ひとつそれは、建設省のほ
うから、取得したところが一体どういうところな
のか、述べてください。

○説明員(川上幸郎君) たなおろし資金につつま
して、現在保有されておりますものの土地の内
訳で申し上げます。大体パーセントで申しますと、
市街化区域が一八%、それから市街化調整区域
が三四・四%、その他の都市計画区域が一七・
六%、都市計画区域外が一・五%、それから不
明、その他が一・四%、このようになっており
ます。

○竹田四郎君 どうですか、三分の一以上が、要
するに開発できそうもないところをわざわざ買
つてゐるんですよ。それも昭和四十二年、三年ころ
からを中心にしてゐる。大蔵大臣がいつまでも
その点で、四十四年に固執してゐるのはむしろお
かしいと思ふ。その思いませんか、大蔵大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は、ですから、そ
ういふ御意見も御意見として、敬意を表してゐるわ
けですけれども、政府としては、それなら、御指
摘になつてゐるようなこういう具体的例はまさに
にそのとおりでございましょう。しかし、それな
ら四十二年にさかのぼつたらいいんでございま

しょうか、あるいは四十年がよろしいんでし
ょうか、一体どこまでさかのぼるのかと。政府とし
ては、四十四年にさかのぼるということでも、
ずいぶんこれは考へ、かつ決心したところでござ
います。そういう議論を延々とやつてきますと、
いやこの土地はそれなら市街化調整区域であつ
た、こういう地方においては、これはいまから見
れば投機目的であつた、こつやつて避けて、
そこから適用するといふことにまあかたに
しますれば、国民が納得しない、しないといふ話
ですけれども、一体どちらに私は国民の大多数が
軍配を上げるか、ずいぶんむづかしいことをやるな
といふ意見がまた出てくるんじゃないでし
ょうか。私は、ともかく四十四年一月にさかのぼる
といふことが、政府としては精一ぱいのところ
でございますから、せつかくの御意見ですけれども、こ
の法案を修正するといふことは考へませんし、同
時に、その一点に関する御議論ならば、さあ、ど
ちらが妥当と多くの方が思われるかといふこと
に、私は、率直に言つて疑問を持ちます。

○竹田四郎君 土地投機の問題というのは、必ず
しもずっと前から大幅に起きていたわけじゃない
と思つてゐます。ある意味で急激にこへきてぐつ
とのはつてきたことだと思ひます。
主税局長に聞きますけれども、この法案つくる
ときには、すでに私は、建設省のこの調査とい
うものはある程度できていたと思つてゐます。なぜ
この調査といふものを、ほんとうにこの調査を
片一方に置きながら検討したんですか、どうで
すか。

○政府委員(高木文雄君) 十分その調査は検討の
対象にしてゐるわけでございまして。そもそも普通
の税法は、さかのぼらないのが原則でございま
すから、そこで、普通の税法だけからの税率からい
きますと、四十八年以降の問題、前にそういう制
度があつたときに土地を買つた個人、法人につ
いて譲渡税なり、保有税なりをかけるということ
は、いろいろな形で土地が買われておりますから、
そういう意味で相当問題があるところでございま

して、さかのぼるか、いま大臣も言われました
ように、さかのぼるか、さかのぼらぬかについて
いろいろ議論をいたしました。その際、建設省の
お調べも十分参考にさしていただきました。そう
いふ点で、必ずしも四十四年の一月一日以降と、
一月一日以前とで土地の値上がりの状況なり、あ
るいは供給の状況なりが著しく違つたから、そこ
で四十四年一月一日以降にしたといふわけではござ
いません。ただどこまでさかのぼるかといふのが、
いま大臣からも答弁ありましたように、どうもめ
どがないと、どこまで戻つていったらいいかとい
うことについてめどがないと、そこで、今回の税
の一つの側面として、個人の譲渡所得税の補完と
いふ意味もございまして、それを一つのよ
うとして、そこにそろえたといふことでございま
して、確かにおしやるような問題があることは、
われわれ内部でも議論いたしました。しかし、四
十四年を四十二年にしたいといふとか、四十二年に
したらいとたいといふきめ手を発見することができ
なかつたわけでございまして、同時に、やはり四
十四年のころに非常にまあ土地問題が大騒ぎにな
りまして、それでそういう税制ができましたもん
ですから、やはりそれは、一つのスタイルとい
うだけでなくて、かなり有力な根拠になるというこ
とで、そこまでさかのぼることにいたしましたわけ
でございまして。

○竹田四郎君 そういう、ただ個人のあれだけを
問題にしていくといふのは、私はどうもふに落ち
ません。もういまの世の中で土地問題が騒しくな
る前に法人は買つてゐるわけですよ、たくさんた
えば、東急不動産の田園都市線沿線なんか見れば、
坪五百円で買つてゐるんですよ。いま十坪でそれ
を売つてゐるんですよ。そういうようなのは、全部今
度は除外されちゃうんです。私は、そんな不公平
なことないと思つてゐます。ですから、これはとにか
くもう一回ひとつ考慮し直してもらわなければ、
私はどうもふに落ちない。どうですか、大蔵大臣、
もう一度。

○国務大臣(愛知揆一君) とにかく政府として

は、まあ、内閣はかわつておりますけれども、四十四年の税制の改正を企図して、かつこれを国会の議決を受けたということは、その当時の政府として土地問題に着目したことは事実であります。そのときから土地に対する政策というものを始め、それ以前にさかのぼってということになりますと、私は、もうそのきめ手がないと思うのです。ですから、御意見は御意見として承りますけれども、政府としてはこれは修正などということとは考えられません。

○竹田四郎君 まあ、私は大蔵大臣に申し上げなければ、どうも政府の打つ手というのは常におくれている。いまの商品投機の問題だつて、打つ手がおくれているからこうなつてしまつた。なるほど商社の投機行動も私は悪いと思うけれども、きょうも参事人呼んで聞いてみますと、ちゃんと政府の責任だと、彼ら言つてゐる。政府がもっと手を早く打てばわれわれはこんなことをしなくていいのだと、これは原島というセメント協会の流通委員長もちゃんと言つてゐるんですよ。私は、そういう意味では、たいへん常に政府の打つ手は半年ないし一年ぐらいいくれている、いまの何かテンポと合つていないような感じがするわけでありまして、私は非常に不満であります。その点についてはこの辺でおきたいと思ひます。

農林省の方お見えでございませうか。——こうして、たとえば、西武鉄道が買った土地、たとえば先ほどあげました武山の——これは私のほうの調査ですけれども、三百七十二ヘクタールの開発予定地、まあ、そのうちすでに買収済みと言われているのが三百六十四ヘクタールでありまして、その予定地域に、四十六ヘクタールの田及び畑がある。これは一体、西武鉄道がこういう畑やたんばを買ふことができるのですか。

○説明員(今村宣夫君) 先生いま御指摘の横須賀市の西武鉄道の土地の売買の問題でございませうが、大体私のほうで調べてみましたところ、三百

六十八ヘクタール、大体先生のおっしゃる数字でございませうが、その中にお話のように農地が約一割強ございませう。この農地の部分は、西武鉄道はたゞいま仮登記をいたしてあります。仮登記と申しますのは、御存じのとおり、農地の転用許可を条件といたしまして売買予約をいたしておるわけでございます。そのほかの大部分は山林原野でございませうから、これは登記を終了いたしておるわけですが、農地のほうは、先ほど申し上げましたように、仮登記という状態になっておるわけでございます。

○竹田四郎君 しかも、この土地は調整区域です。ね。

○説明員(今村宣夫君) そうです。

○竹田四郎君 調整区域だということになると、おそろくこれは農地を開発をしないだろうと思う。私、神奈川県に問い合わせたところが、そこについて、業者のほうからも開発をさせてくれという話はまだ一回も承つたことはございませう、こう言つてゐる。しかし、建設省の調査によると、話し合ひ中だと、こう書いてある、いかげんなものだと思ふ。いつになつて開発されるかわからないその農地が、具体的に買われてゐる。仮登記されてゐる。現状はどうなつてゐるかというと、もう原野と同じようになつてゐる。今度開発許可のきたときには、もう農地転用は要らなくなる。現状農地でありませうと、こういう形でやる。農地法というのとは一体何のためにあるのですか。まさにさる法じやないですか。どうなんですか。まさに農地法のかご抜けをやつてゐると、こう思ふのですが、どうですか。

○説明員(今村宣夫君) たゞいま御指摘の土地につきましても、市街化調整区域でございまして、私のほうにも転用許可申請は上がつてまいつておりません。その農地の部分の状況がどうなつておるかというところは、まだちよつと私のほうで調査中でございませうが、ずっと前から買つておるといふことになりませうれば、相当年限もたちますれば、現状農地でなくなるといふことがございませう。と

申しますのは、御存じのとおり、現在の農地法は現状主義で判定をいたしておるわけでございますので、そういう状況に相なることがあり得るわけでございますが、しかし、私たちがいたしましては、現在の農地の転用許可基準に照らしまして、農地の転用許可につきましても、優良集团的な農地は確保する。できるだけ第三種の市街化された区域の農地から転用を認めていくという方針で処理をいたしておるわけでございます。御指摘のようにならぬと申しますれば現状農地でなくなるといふことがございませうけれども、私たちがいたしましては、農地規制の判定につきましては十分慎重に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 これは国務大臣として愛知さんにお聞きしたいと思ふんですが、こういうような農地転用をどんどん認めていっていいのですか。調整区域というのとは、農業なり林業なりそういうものを専断的にやるという地域にきめてゐるわけでしょう。そこが、大きな企業が買ふことによつて仮登記をやる。農民は売つたような気持ちになる。どんどん荒地になつてしまふ。こういうようなことで調整区域をどんどんそういうふうにしていいのですか。一方で、今度の宅地並み課税じやありませんけれども、農地に対したつて宅地並み課税をする、こういうふうには農地法を改正もしないで、全くさる法にしてしまふ。改正するならちゃんと改正すべきだと私は思ふんです。さる法にしていて、それでいいんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は、まあ所管ではございませうし、国務大臣としてというお尋ねでございませうが、好ましいことは申しませう。同時に、農地法それ自体には私も一言がございませうけれども、これは大いに積極的に検討すべきものであると将来にわたしまして、そういうふうにごえております。

三浦半島地域です。かなりいろいろな園芸農業や、あるいは野菜の生産やら、そういうものが行なわれる土地ですよ。気候温暖な地域ですよ。都市に新鮮な野菜を供給する場所ですよ。そういうところがどしどしこういう形でどんどんなくなつていく。そして何も、遠くから持つてこなくちゃならぬというところははつきりしないと思ふんですが、もう少しこの点ははつきりさせるべきだと思ふんです。どつちにしる。農地法に対する考え方いろいろあると思ふんです。

○説明員(今村宣夫君) お話のとおり、私たちがいたしましては、優良な集團農地はぜひともこれを確保してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。そういう意味合ひにおきまして、先ほど先生さる法だというお話がございまして、あたりにまして、十分厳正にこれを行なうことによつて対処してまいりたい、と同時に、農業振興地域の指定をすみやかに取り進めまして、農用地として必要なものはこれを指定する、そういう形に進めてまいりたいと思ひます。同時に、仮登記が行なわれて、いろいろそういうふうな土地の買ひ占め状態が行なわれるということにつきましても、いろいろ検討をすべき必要性を痛感をしておりまして、ただ、国土総合開発法で今回立案がされておりますように、非常に特別な地域につきましても、その売買予約というものを法律上規制するというところでございませうが、六百万ヘクタールございませう農地につきまして、そういう仮登記という形、売買予約というものを法律上規制することがどういう効果と問題を持つてゐるかということも含めまして、現在農地法につきましても、農地研究会を設けましていろいろ検討をいたしておるところでございませう。農地法がさる法と言われないように、今後とも私たちはしっかりとつていくつもりでおるわけでございます。

○竹田四郎君 具体的に、この三浦半島の、ほかでもういふん買つてます。こういうところのものを

は、やっぱり同じような取り扱いで、非常にたくさんある農地をそのまま荒廃に帰させてしまうと、こういう考え方でいいんですか。それとも何か手を打つ予定があるんですか。

○説明員(今村宣夫君) 先生、先般いろいろ御指摘をいただきました案件につきまして、私のほうとしても調査をいたしました。その中で、農地の比較的含量がおおむね面積が少ない案件につきましては、現在県の方へ申請が出ておるものもございます。同時に、県の方へ申請が出ておるものもいろいろ各部をもつて構成します審議会を設置をいたしております。その審議会で十分検討するという段階に至っておるものもございます。それから、同時に、また、そこまでは至っておりませんけれども、現在の時点におきまして、自然環境保全という対策が十分講ぜられておるならば、宅地開発して認めることが適當ではないかと考えられる案件もございます。したがって、御指摘の横須賀の土地の取得というのは、そういう状況にあるいは相なっておるかと思いますが、しかし、まあ全部そういう形になっておるのではなくて、比較的耕作を農家が続けておる、そういう農地もあるわけでございます。

○竹田四郎君 きょうは、これは税法の問題ですから、農業の問題じやありませんから、これ以上言いませんけれども、実際現状農地になっておるところのほうが少ないんですよ、ほとんど荒れてしまっている。しかも、いま、御承知のように神奈川県はとも開墾させないといつて大騒ぎしているんですよ。竹中工務店の問題あるいは高松山のゴルフの問題というのは、県会で大騒ぎをしているんですよ。それだけに、農林省もはやつとしておられたんじゃないか。これは神奈川県に会ってバックアップを少ししてやらないかぬと思うんだ。自分の県のことを引いて申しわけないんですけれども、ほかでも同じだろうと私は思う。この点を特に要望しておきたいと思うんですが、次に、銀行局長にお尋ねいたしますけれども、銀行の、不動産取得に対する銀行の貸し出し、これ

れについてはしばしば通達を出し、警告を発しているわけですが、大体いまままで何回くらい出しました。

○政府委員(吉田太郎一君) 昨秋に、まず、昨年の十月末であったかと思いますが、投機的な資金に対する融資を慎むようにというのが一件ございまして、それからその後に入りまして、今度は具体的な金額と計画を明示して、一三及び四一六に総貸し出しの水準にまで、不動産関係の貸し出しの水準を落とすようにという通達が一付ございまして、これが一般的な銀行の融資の諸通達でございます。そのほか、銀行が資本的に関連のある、いわゆる関連不動産会社に対して、そのあり方を正すようにという通達が一付、合計三件でございます。

○竹田四郎君 私は、この問題は去年の三月言っただけです。知ってますか、あなた、指摘したの。○政府委員(吉田太郎一君) ちょっとそれは確かめま。私、あるいはあったかと思ひますが、ちよつといま記憶にございせんので、確かめま。

○竹田四郎君 私の言うことはたいして、浅学非才の者の言うことだからどうせ聞かないんでしょうけれども、速記録をちゃんと調べてくださいよ。去年の三月の銀行の土地投機に対する問題が大きい問題になっていたので、私はたしか三月、おそくも四月だと思ひます。水田さんが大蔵大臣のときで、水田さんがその点は厳重に警告を発すると、こつ言っているんですよ。それを出しているのに、いまの話、十月ですよ、もうこれで六月月おくられているんですよ、やること。それであなた、信託銀行がどのくらい不動産業者に貸し出しをふやしているか、ちよつと割合で言ってみてくだ。さい、どのくらいふやしたか。

○政府委員(吉田太郎一君) 不動産業者に対する貸し出しでございますと、四十六年の上期から急増いたしております。割合で申しますと、四十六年の上期が二〇・五%、下期が三二・二%、それから四十七年の第一四半期が一〇・一%、第二

四半期が三二・四%——これは、失礼しました。六ヶ月合計いたしまして三二・七%でございます。そうして四十七年の九月末の三ヶ月で一六・一%ということになっております。

○竹田四郎君 信託銀行に対してはどういうよう

に指導していますか。

○政府委員(吉田太郎一君) これも先ほど申しました一般全国銀行と同じ指導をいたしております。総貸し出しの伸びに対する水準にまで融資の増加を圧縮するようにということで報告を求め、かつ、その計画の提出を求めております。同様の扱いをやっております。

○竹田四郎君 これは私が調査室で一生懸命調べてもらった資料であります。信託銀行四十五年の六月を二〇としますと、去年の十二月は実に一一・〇六・二ですから十一倍貸し付けをしているんです。そのくらい伸びているんですね。この信託銀行というのはじやんじやん投資をするために金を貸してやって——これは除外されているんですか、その十月の警告は。除外されているんですか、信託銀行は。

○政府委員(吉田太郎一君) 信託銀行も全く同様の扱いをしておるわけでございます。ただ、沿革的に、特に信託銀行の場合には不動産部というのとて、いろいろ不動産の鑑定士を置き、評価などの経験者がおるといふ関係から、比較的士地関係に密接な関係を持つておったという実情はあろうかと思ひますが、格別信託銀行に対する指導を別にしておるといふことはございせん。従来から士地関係には比較的関係が多かったといふところはあろうかと思ひます。

○竹田四郎君 それじや、四十七年の六月が四十五年の六月に比べて八・二倍、十二月になって十一倍と、こういうふうになつたといふことはどういふわけですか。あなたのほう何もやらなかつたといふことじやないですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 私のほうでヒヤリングをやりました数字によりますと、四十七年の四一六期が不動産の貸し出しが一〇・一%、これ

は増加率でございます。四十七年の七月から九月が一・八%、それから、四十七年の十月から十二月が一・八%ということになっております。で、一般の貸し出しの伸びが大体六%前後でございます。したがって、総貸し出しは五%ぐらい伸びるということになっております。で、この水準に合わせるのを、四一六期に最終的に合わせるという目標で、一三はいわばその三分の二ということに減らす計画を出しております。

○竹田四郎君 大蔵大臣ね、いまのお話聞いてもわかるように、どうもずれているんですね。半年ぐらひは、ずれているのです。やることが。世の中の動きはたいへん早いのですから、大蔵大臣、もう少し時宜に適した政策をとらなければ、同じ政策とつたて、どうにもならないわけですね。もう少し時宜に適した政策をどしどしと実行していくということではなれば、われわれがいかにりっぱな提案をして、能力のない頭でいんなことを考へたつて、もう常に時期おくれになつちやう。どうですか、大蔵大臣、もう少し時宜に合うようにスピーディーに仕事はできないものですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、しかし、少なくとも最近における数ヶ月来は決して時期おくれとは思つておりません。全力をあげてやっております。これは行政府のみならず、日本のあるる各界各層においてスピードが欲せられておるであらうと思ひます。

○竹田四郎君 スピードが欲せられているといふのはよくわかるのですが、私が警告したのは、たとえば銀行の問題だつて、去年の三月ないし四月ですよ。速記録を見てもえればわかりますけれども、やつておるの十月でしよう。いかにもおくられていると言わざるを得ないのじやないですか。それでスピーディーだと、こういうふうには大蔵大臣言えるのですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、今年になってからスピーディーにやつておるつもりでございます

と申し上げたわけでございます。

○竹田四郎君 いや、あなたが大蔵大臣になってからと、私はそういう前提で言っていないですよ。あなたが大蔵大臣になってからとは言っていないですよ。

○政府委員(吉田太郎一君) 私 はなはだ先ほどことが足りませんでございまして、通達ということで通達を申し上げたわけでございまして、先生の国会の御質問のあと、いわゆるヒヤリングと、いうことを始めたのは、実は昨年の四月から各金融機関からヒヤリングは始めておるわけでございます。通達という関係でございましたので、十一月と申し上げたわけでございます。

○竹田四郎君 それじゃなぜそこでやっていてこんな数字が出るのですか。

○政府委員(吉田太郎一君) これは当時といたしまして、金融の面を問わず、いわゆる景気刺激策をとってやったわけでございまして、特に金融の引き締めという角度からの政策は考えておりませんでした。むしろ景気面からの刺激策をやっておったという角度から、いわゆる銀行の良識にまつ、投機的融資を排除するという形で、自主的にその良識にまつという態度の指導であつたわけでございまして、それが遺憾ながら効果が出なかつたということについては、私どもも責任を感じますが、今日とはほど事情が変わつておつたという背景があるうかと思ひます。

○竹田四郎君 事情が変わつていたということじゃないと思うのです。やっていないということとじゃないですか。やっていれば、たとえば、一番極端なのは、信託銀行が十一倍なんかに少なくとも四十七年十二月になるはずなんです。不動産に投資をする、不動産に金を貸してやる、そして土地買いを進めていくと、こういうことが景気回復ということなんです。むしろそういうことは締めていこうという話じゃなかったのですか当時。は。吉田さん、あなたあのとき何局長やっておられたか私知りませんが、その後おかわりになったんだから、私も、私になってからスピー

デイーにやつておると、こういうふうにあなたもおつしやるかもしれないけれども、何もやつていないという証拠じゃないですか。反省は何もありませんか。

○政府委員(吉田太郎二君) 結果的に非常に不動産融資に対する融資がふえておりまして、私どもがそれに対して通達を出したということからわかかりますように、私どもの行政指導いま一段とやるべきであつたかと考えております。そういう意味では確かに反省をしております。

○委員長（藤田正明君） 時間ですから最後の質問にしてください。

○竹田四郎君　そういう意味で、大蔵大臣ね、私は決して必ずしも適切だったというふうには言えないと思うのです。これと同じように、最終的に私は申し上げますが、土地税制の問題についても適切さを欠いている。こういうもので所期の目的がかなうなどということは、私はとても考えられません。そういう意味で、私は、大蔵大臣にもそういう反省を実は求めたいと思います。おことはなければけっこうです。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は、率直に申し上げますけれども、人間は反省がなければならぬんですから、いわんや政治家として大いに反省をして謙虚にいろいろの意見を承つて、そして今日でいへば、私は自分自身で早とちりだと思ふくらいいせつかにいろいろやつてゐるつもりですけれども、ただ、まあいまいろいろ御指摘がございましたが、なかなかやきもきしても、思うように動かないこともございます。そういう点では大いに反省を必要とするでしょうし、いろいろの面で御協力

ら、一体四十一年からやればいいんでしょうか、四十年からやればいいんでしょうか、そういう点になると、これは政策決定の、意見の、私は、相違だと言わざるを得ないと思います。

○多田省吾君 二、三お尋ねします。

租税特別措置法という中に入らないかもしれないけれども、地方税の法人事業税が、計算上損金として認められているわけでございますが、どういうわけで法人税かという損金でないのに、事業税も法人所得を課税標準としているのに、損金算入としておられるのか。

それから、法人事業税が、大体一九七三年度昭和四十八年度税収見込みは、これは地方税ではありますけれども、大体どの程度見込んでおられるのか、お伺いいたします。主税局長、お願いします。

○政府委員(高木文雄君) 事業税は、じばば物税と言われておるわけでございます。個人の事業税につきましても、法人の事業税につきましても、たまたま所得を基準としております。たまたま所得を基準としておりますが、物税だ。物税ということばは、非常に私ども国税を扱っております者については理解がまたなかなかしにくいわけでございますが、まあ直接税ではなくて、非常に間接税に近いような性格のものと言えるかと思ひます。そういうことから、それは損金になる。ちやうど固定資産税、企業の持っております土地、建物の固定資産税等についても、これは固定資産税はかかりますが、一面法人税の所得計算上は経費として扱っておりますというのと同様のものでございます。

それから、事業税の現在の見込み額は、地方財政計画におきまして一兆二千五百九十九億円、そのうち個人事業税が五百三十四億円、法人の事業税が一兆二千六十四億円ということでございます。

○多田省吾君　ですから、これは損金算入として認めないとすれば、一兆二千億円の法人税収としますと、もう四千億円程度減収になっているわけ

でございます。もちろんこれは中小企業等もござい
ますから、一がいには言えないかもしれないせん
けれども、わが国のやはり法人税の実効税率が非
常に低いというのも、法人税そのものが低いのは
当然であります。そのほかに各種の租税特別措
置がある、またこういった地方税たる法人事業税
を払っても、これが損金として算入されていると
いうようなことで、実効税率が非常に低くなつて
いるのじゃないか、こういったものを損金算入に
しないで、中小企業等が非常に困難ならば、全般
的に中小企業に対しては減税すること、こういつ
たやり方がとれないものかどうか、それともいま
までのほうがいいと思われるのか、その辺はどう
ですか。

○政府委員(高木文雄君) 現在法人にかかつておりますところの地方税の主たるものは、ただいま御指摘の法人事業税と、それから法人にかかりますところのいわば住民税でございます。いま言われましたように、事業税のほうは一兆二千億でございますし、道府県民税の法人税割りは二千百億でございます。もしこれを何らかの意味において、ちよつと法人の所得計算上損金扱いをしないということであるならば、むしろ事業税と住民税とを一緒に考えるほうがいいのではないかと、住民税のほうは御存じのように損金にならないわけでございます。一種の所得課税でございます。この事業税という制度は、戦前の営業税を引き継いできているわけでございますが、それは、当時は国税であつたわけでございますが、その系統を引き継いでいるわけでございます。地租、営業税というのは非常に大きな税収でございます。いずれもしかし、それは損金扱いになっておつたわけでございまして、もし事業税をやめるということであるならばともかく、つまり事業税と法人住民税を合算してしまふというのも一つの立法論としては、制度論としては、あるいはあり得ることかとも思いますが、現在までの長い歴史におきましては、もっぱらそういうことで性格の違うものというところで扱われておりますから、その限りにおきま

ては、やはり損金扱いにせざるを得ないという感じがいたすわけでございます。

○多田省吾君 次に、交際費課税の特例について若干数字をお尋ねしたいのですが、この前昭和四十八年度の交際費課税の特例による増収額ですか、千八百五億円だ、交際費そのものは大体一兆六千億円で達するのじゃないか、こういうお答えでございましたが、そのうち、一兆六千億のうち、大体損金算入額はどのくらいで、損金不算入額はどのくらいか、という計算をなすっているのか、昭和四十五年ですと、大体これは出ておりますが、損金算入額が七千八百二十三億円、昭和四十六年で損金算入額が大体九千三百七十二億円、そうすると、交際費の損金算入額が昭和四十八年度は一兆円をこえるのじゃないかと思われましますけれども、大体どういう計算をなさっているのかわかりませんか。

○政府委員(高木文雄君) 昭和四十八年度の私どもも持っております見込みでは、交際費課税による増収額は、千八百五億と見ておるわけでございまして、それは前提としては、四十八年度の企業の交際支出総額を、御指摘のように一兆六千億という前提で計算しておりますが、その一兆六千億と千八百億の関係は、一兆六千億のうち特例措置による損金不算入見込み額を四千九百億と見ております。その四千九百億のうち、もとこの赤字法人については関係がございせんから、利益法人の損金不算入見込み額というものを算定しておりますが、それを四千六百六十億、それに法人税率を掛け合わせまして、四十八年度の現行税法改正前七〇%の段階での増収見込み額を約千六百九十億見ております。それから、五%かき上げたことにより増収額を約百二十億と見まして、合わせたものが千八百五億という関係になります。したがって、お尋ねの損金不算入割合は、千六百億と四千九百億の関係で御判断いただきたいと思ひます。

○多田省吾君 そうしますと、大体一兆一千百億円で、これが損金算入額のはうなんですけれども、

一兆円をこえるような、一兆一千億円をこえるような姿、毎年これはもう損金算入額が二千億円近くづつふえていく。この前、予算委員会等では、総理大臣なんかは七五%をさらに八〇%にしたいようなお答えもございましたけれども、それにしても、交際費というものが毎年ぐんぐんふえていく。これはやはり相当考えなければいけない問題ではないかと思ひます。

やつぱり外国の例なんかを見まして、西ドイツ、イギリス等は、交際費における損金算入額というものが非常に少ないように思ひます。それに比べると、国際的に比較しても、べらぼうにわが国の交際費の損金算入額が多いんじゃないか。

ですから、これは、ちよつとした手直しでは追いつかないような気がするわけなんです。むしろ、交際費は、損金算入は本法において認めないとして、そして租税特別措置で損金算入を認めないとして、こういう特例のほうが私は妥当じゃないかと、このように思ひますけれども、こういう制度上の改革を大臣としてお考えになったことはございせんか。

○国務大臣(愛知揆一君) この問題は、わが国の商慣習といひましようか、そういうところから、交際費というものはそもそも損金であるという觀念が一つあるわけでございまして、その損金を、税の上では否認する考え方、七五%は今回否認するわけでありまして、そういうふうな——そのことがいかに悪いかは別問題でございましてけれども、私は、そもそも損金であるというたてまえがあるところへもつてきて、税法上は七五%は否認をするということにするのは、まあ相当なものではないだらうかと、ひそかにこう考えるわけでございまして、四億四千万円ということと、それから、この限度を七五%をさらに引き上げるかどうか。これは、現在は七〇%であるわけですが、その点については、政府といたしまして、すいぶん考えただめでございまして、今回の場合においては、七〇%を七五%に引き上げるといふことにいたしましたわけでございまして。

もちろん、今後の問題としては、税制全体について、総合的にいろいろな角度から、いままでもいろいろ出ております御議論を對象にして、よりよき税制をさらに四十九年度以降においてはつくろうとしておりますから、そういう考え方の中で、一体どうやつたならば、国民感覚的にも是認されるであらうか、あるいは企業のあり方、あるいはさらには、これは実はモラルの問題にもまたなつてくる面もあると思ひますけれども、そういう点を総合して、交際費課税というものをいかにすればいいかというところは積極的に私も勉強したいと、こういうふうな考えております。

○多田省吾君 私も、やはり、大臣の心配なさるように、交際費というものが、特に中小企業において非常に、四百万円という問題があるために、多いわけなんです。ですから、一がいには、大企業だけといえるわけのものでないと思ひます。ですから、やはりこれは、根本的に、大臣もおっしゃるように、考え直すべき時期が来ている。中小企業に酷であるならば、やはり中小企業全体の課税をもう少しゆるやかにするとか、いろいろ考え方があられるわけです。

このまま放置しますと、もう交際費課税が一兆円をこえたときでせえ、これはたいへんなことだとされたのに、本年度は一兆六千億に及ぶというふうなことで、やがて来年再来年にはもう二兆円をこすということにもなりかねません。これは一考しなければならぬ問題ではないか、このように思ひます。

それから、この前もお尋ねしましたけれども、寄付金の問題もあります。これも、損金算入として認められるものが大体一千億四千万あるんじゃないかと、このように思われましますけれども、これは主税局長に、大体四十八年度はどのくらい見込んでおられるものか。

それから、政治献金なんかの場合に、会費といふような名目でだれも出されておりますけれども、その場合、やはり交際費、寄付金、それから顧問料とか、いろいろな名目で損金算入という形で

で出されている面が非常に多いわけです。ですから、交際費とか寄付金とか、あるいは顧問料とか、こういった問題は、やはり政治のモラルにまで関係してくる大きな問題になってくるわけでございまして。その実態を、主税局長は、そういう政治献金の場合なんかの、たとえば、会費というふうな名目、あるいは政治献金そのものがどういう名目で出されているか。特に、国税庁等からお聞きになつて知っておられると思ひますけれども、その実態はどうなのか。ひとつ知っている限りおっしゃっていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) いま、政治に関連あるものもろの金銭支出につきましては、数字は持ち合わせておりませんが、私どもが過去において経験いたしました感じからだけで申しますと、たゞいま御指摘のように、寄付金で支出されているもの、それから、人件費形式で支出されているもの、いま言われました顧問というものがそういうことにならうかと思ひますが、人件費形式で支出されているもの、それから、いろいろな会の会費という形で支出をされているもの、これが明らかにいわばそういう政治に関連のあるものであるというところであれば、会費としては否認されないわけでございますが、なかなか純粹のいわゆる会費と境目がつかないという種類のものがございます。主たるものはその三つにならうかと思ひますが、一部は交際費形式で出ているものもあるわけでございまして。

主たる形態としては、実際のわが国の現状においては、その四つの形式があるということではないかと思ひます。

もちろん、そのほかに、正規の益金処分といひますか、企業としては、企業外に出たものであつても、益金としてみずから自己否認をして、いわば正規の経理をしておられる部分も相当あるだらうとは思ひますが、あまり正規でない形式としては、いまの四つのものではないかというふうに思ひます。

○多田省吾君 ですから、それでは寄付金の損金

算入額は大体四十八年度はどのぐらい考えておられるか。

○政府委員(高木文雄君) 四十八年度の数字は持っておりません。と申しますのは、寄付金を支出をし、一部は損金算入を認められ、一部は認められないという結果の数字が、全部法人税収として見込まれてきておりますので、寄付金部分については、その点は区分をして計算をいたしておりません。

結果は出てくるわけでございますので、その結果を参考までに申しますと、四十六年の寄付金の総額は七百一十一億七千六百万円でございまして、その法令に認められました限度をこえました部分、損金不算入となりまして部分の金額は、百四十億五千九百万円でございまして、したがって、総寄付金の総支出額中に占める損金不算入部分の割合は約二〇%ということになっております。

○多田省吾君 次に、個人の配当所得の選択課税の問題でございしますが、私も先ほどの質問のように、やはりこの配当所得の選択課税、分離課税は廃止すべき性質のものである、このように思っています。ちなみにお尋ねしますけれども、配当所得の課税の特例で、四十八年度減収額五百三十億円と見込んでおられますけれども、これはそのものとなる配当収入が、どの程度と見込まれて計算なされたものでございしますか。

○政府委員(高木文雄君) 配当総額は、法人のほうはそういう制度はございせんので、個人分だけが特別措置による減収額になるわけでございしますが、個人分の受け取り配当総額は、四十八年度において八千三百三十億見込んでおります。

○多田省吾君 大臣にお尋ねしますけれども、こういう配当所得のいわゆる選択課税、現在でも標準家族で配当のみの所得としますと二百七十五万円までは非課税であるというふうな結果が出ておりますけれども、こういったものは、社会正義上考えましても、またこれからの国民感情を考えましても、廃止していくべき性質のものであると考えますけれども、大臣はどのようにお考えですか。

○國務大臣(愛知揆一君) この問題は、先ほど戸田委員からも御質問があった点であります。結局、私は法人擬制説と実在説というところが、これは率直に申しまして従来からの政府の本件についての基本的な態度である。こういうところからきておるわけでございまして、やはりその点に触れていかなければ、法人税のあり方の基本問題でございしますからなかなかいずれとも、現在のところでは、私も大いに勉強しなければならぬ問題だと思っておりますが、先ほど戸田委員からは、控除率を引き下げようという方式でいくのかどうかと、これはまあなかなかお答えのしにくい点であるわけでございします。いまのような擬制説の立場をとりますれば、配当に課税をするということならば配当控除率の引き下げということにつながるわけでございします。それから、配当分についての法人税の負担を増加するということになるれば、配当控除率の引き上げにつながるわけでございします。ところが、実在説をとると、両者の間には関係がない、こういうことになるわけでございします。

それから、同時に、先ほど主税局長から詳しく申し上げましたけれども、法人における支払いの配当等支払いの利子の問題、いわば直接金融と間接金融の問題と言ふこともございします。こういうふうな点からみ合っていると、理論的な問題として存在いたしておりますから、法人税のあり方という根本に触れてこれをひとついずれかに割り切つていかなければならない、こういうところであることはもう万々御承知のとおりでございします。ひとついろいろと検討いたしてみたいと思っておりますけれども、現在の立場は、従来からの伝統的の立場で擬制説に立脚しておると、こういうわけでございします。

○多田省吾君 大臣のおっしゃる法人擬制説が実在説に割り切つて一貫してやるべきだという御答弁には私も賛成でございしますけれども、いまは、大企業、大法人、あるいは資本に対して優遇するような方向で非常に法人擬制説、実在説をうまく取り入れているというふうな感を受けるわけでございします。ですから、この前も八幡製鉄が政治献金した問題に対しても、法人実在説のような立場で、やはり法人の政治献金というものを最高裁で認めている。ところが、肝心の税制においては、大企業は法人擬制説のような姿で二重課税になるからという理由で、非常に課税が弱められている。ですから、私は大臣のおっしゃるように、アメリカなんかでは大企業、大法人に対しては法人実在説をとっているわけでありますから、そういう方向で行くなら行くと、はつきりした態度でこれから税制全般に関して処置をしていくように、このように考えます。

時間がいまいたつたようでございしますので、これで質問終了を申し上げますけれども、以上要望として申し上げます。

○政府委員(高木文雄君) ちょっと技術的な点でございしますので、お断わりをしておかなければいけないと思ひますが、実在説、擬制説の問題いろいろややこしい問題ございしますが、実在説的な考え方をとりまして、配当課税もやらないとか、あるいは配当控除制度をやめようというふうなことになる、ただいまのお説とは逆でございまして、小さい企業のほうに非常にきつくなりまして、小さい企業のほうに非常なきつくなりまして、というの、小さい企業の場合には、同族の方が株主であると同時に、会社を経営しておられますから、その場合には会社の負担もふえますから、個人の受け取り配当のほうにも負担もふえますから、同族企業の場合には、実在説的な考え方をとりまして、非常に負担が急増するかつこうになるわけでございまして、ただいまおっしゃるような、擬制説が非常に大企業に有利であるというわけではないわけでございまして、実はそこらあたりが非常に最近実在説のもの、考え方のほうがわかりやすいと言われておりますけれども、しかし、さてどういふふうにするかというときには、そこが一つ問題があるということだけをちょっとつけ加えさせていただきます。

○多田省吾君 ですから、私は一律に中小企業まで実在説でやるべしということじゃなくて、実

際の特遇を見ますとやっぱり大企業、大法人は実在説に近いおとし、あるいは中小企業あるいは小法人等は擬制説のほうに実体があつてはならないかと、こういう意味で申し上げたのであつて、いまの税制は大企業、大法人に対して都合のいいような方向で、優遇するような方向で、擬制説、実在説を取り入れているような気がしますから、そういうことはいけないのじゃないかと、こういう意味で申し上げたわけですが。

○委員長(藤田正明君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木一弘君、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君、塚田大願君が選任されました。

○栗林卓司君 二、三の点でお伺いします。

法人税の改正の中身なんですけれども、同族会社の留保所得課税の控除額を引き上げるといふことは、理由は、端的に申し上げて、事業主報酬制度を今回取り入れたから、その見合いを考えてといふことなんでございしますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 留保所得税の問題でございします。会社と同族の株主とが、同族会社の場合には利害が一致しているわけで、社内に留保することによって累進税率の所得税の課税を免れて、租税負担を不当に軽減することができまので、これを防止するというのが留保所得課税であると思ひます。しかし、中小法人については、企業体質の強化のために、内部留保の充実をはかる必要があると認められますために、今回の改正では、定額控除を三百五十万円から五百万円に引き上げると、こういうことになつたわけでございします。

○政府委員(高木文雄君) 必ずしも事業主報酬問題と直接からんでいふことではないと思ひます。むしろ、毎年、昨年度も改正をさせていたしましたが、留保課税を漸次、特に、小さい企業については少なくしていこうといふことでござい

ます。

○多田省吾君 必ずしも事業主報酬問題と直接からんでいふことではないと思ひます。むしろ、毎年、昨年度も改正をさせていた

ますが、留保課税を漸次、特に、小さい企業については少なくしていこうといふことでござい

ます。

○多田省吾君 必ずしも事業主報酬問題と直接からんでいふことではないと思ひます。むしろ、毎年、昨年度も改正をさせていた

いまして、事業主報酬制度とのからみはないと御理解をいただいたほうがいいのではないかと思います。

○栗林卓司君 一応念のために伺うんですけれども、この留保所得というのは賞与も含んだ内容になりますでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 賞与は含んでおりません。

○栗林卓司君 わかりました。

次の点で伺いますけれども、土地税制の問題で大臣にお伺いしたいのは、よく言われることですけれども、保有税と譲渡税、これは土地税制を考える場合に、いわば柱になるものではないかと。現在ですと、保有税は、地方税ということと自治省所管になり、譲渡税は、御提案のように、国税として大蔵省所管ということで、分かれていくわけですから、土地税制として、これは一元的に取り組んでいく必要はないか。この点についてはいかがお考えですか。

○政府委員(高木文雄君) 経過的問題は自治省ともしよちゅう相談をいたしました。ある時期までは私どものほうで両方とも考えておいたわけですが、それで、最終段階で地方税のほうでよろしくしようということにしたわけですが、なぜかと申しますと、国税でやり出す場合に、具体的にその物件の異動があったということの情報を税務署が把握しにくい。市町村であれば、どうも、この会社が土地を買いにきているのだという話はすぐ耳に入りますから、市町村のほうで早くわかりやすい、早く耳に入ることからいって、運用が地方税のほうでうまくいくであろう。ただ、取得価格ベースで計算することになりますので、取得価格が幾らかということは、市町村でなかなかわからない、むしろ本社に聞かなければわからないという事情があります。そういう意味からいいますと、国税のほうでよろしいということになりますので、いろいろ議論の末、やはり何といっても漏れがあつては非常にまずいわけですから、地方税と

してやりまして、そのかわり、地方の市町村からの照会がありましたならば、税務署がそれに協力をして、取得価格については調べてすぐ回答するというところでやれば実効があるであろうと考えたわけですが、制度論としては、確かに両方、国なら国でやったほうがいいかもしれないというところは私も思っておりますが、実施の執行との関連で、地方税のほうをよしとせざるを得なかったわけでございます。

○栗林卓司君 実は、逆な感じを持っておりまして、土地の利用計画と土地税制というのは、これはまた別な意味で裏と表、一連の関係だと思えます。そこで、利用計画ということになると、これはやはり地方自治体のほうにどうきめるかということが所屬していくんじゃないのか。そうすると、実は両方含めて地方税のほうですわりのいいんじゃないかという気がしたものですからお伺いしたんですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) その点はまさにたいへんごもっともな御意見だと思えます。いま主税局長からお話ししたとおりの経過でございますけれども、私も、保有税を地方税にしたということに非常な意味があると思ふんです。これはやはり、土地利用計画にいたしまして、それから、土地の売買、移転等については、御案内のように今日では市町村長が非常な関心を深めておりまして、そういう点から、まあ政治的に考えましても、これは地方税にするほうがよろしいと、結論は、私は政治的に見てもよかつたと思ふんですが、それから、法人の譲渡益に対する課税も市町村でできるかという、これは行政能力からいってできませんので、末端において、これは副産物でございますけれども、市町村の行政に対して、国の行政機関の系統である税務署が協力をする、そして取得価格の認定、査定等について相協力していくということにおいて、国と地方との末端における行政の総合的推進にも役立つかなということも副産物的に考えまして、政治的に判断して、税制としては若干なじまないかもしれませんが、両建て

にいたしたわけでございます。

○栗林卓司君 そこで実は御提案の譲渡税の性格にもなる問題だろうと思ふんですけれども、法人の譲渡に對して課税をしていくことになるのと、確かに法人だけになるんですけれども、土地税制として全体を見ていった場合に、譲渡税はどういうふうに考えていったらいいのか。平たく言つて、保有税というのはなるべく土地を吐き出す、供給をふやすという働きをどうもしよう気がします。譲渡税というのは、土地をなるべく売ってもらつては困るんだ、そういう働きをある面では、それは率のきめ方によりますけれども、するかもしれない。そこで、たとえば、市街化区域、市街化調整区域ということに分けて考えまして、元来市街化調整区域ということから考えて、うのは、緑地農地の保全ということから考えて、あまり宅地化しても困る。そこでよく世に言われることは、譲渡税の活用があつてはい

益といひますか、そういうものを基準として課税するといふ理論を使ひます以上は、どうしても法人税や所得税の仕事になれております税務署の職員が、その本店所在地において処理をするということでないとうまく動かないのではないかとこのように考へます。

○栗原卓司君 徴税手続という面の御説明はわかるんですけれども、土地の利用計画と土地税制というものがあつまして、これは地方自治体になるべく一元的に管理をしたい。そこで、保有税は今回御提案になりました。問題は、譲渡税として、今回の投機に對する禁止的ないわば投機利益をなるべくつかんでおこうという面ではなくて、なるべくこの地域は土地を売つても困るんだ、これはいま市街化調整区域ですと、ある一定限度以下の売買は認めないという規制になるわけですが、そういつた面と合わせた譲渡禁止的な、禁止的といふことは強いですが、譲渡抑制的な譲渡税の使ひ方、片方では土地の供給をふやしていくといふ保有税の使ひ方、実は両方相まつて利用計画をきかえていくんだという議論があるんですけれども、私もなるほどさうだといふ気がいたします。したがつて、御提案の内容とはちよつと違ひますけれども、その譲渡税といふことを今後考えますかといふと、あわせて一元的に管理をする方法がございまして、お伺いたします。

○国務大臣(愛知揆一君) これも一つのお考えだと思ひますが、現在御提案いたしております法人のほうは、法律ができましたも原則的に一年たつてから執行するということになっておりますし、それから、譲渡益に對する課税も必ずしもそのまゝ固定しておくといふことではなくつて、やつぱりいまのうちに好ましいほうに放出をしてもらふといふところもまたなつておる、非常に複雑なねらいでございまして、いまのお話のように、われわれの考え方は違つたアプローチであるといふ前提でのお話でございまして、これも一つのお考えでございまして、とにかくこの保有

税との抱き合わせで、しかも、税制としてはおかしいところがあるかもしれないけれども、複雑な目的でございますから、これはとにかく実行させていただきたい、相当な効果はあるであろうと、現在はこの考えでおりますので、相当将来の問題としては考えられるかもしれませんが、現在のところ、これは御提案のような譲渡税というものは、あるいは地方税にすること、は、ただいまのところは考えておりません。

○政府委員(高木文雄君) ちよつと補足いたしますが、今回の法人の重課のほうは、どちらかというと主として抑制税でございます。つまり法人が土地を買いました、将来税金が重くなりますから、あまり土地の売買では利益を上げることができませんよという意味での抑制税でございます。それから、先生がおっしゃる意味での譲渡税を通じてむしろ供給をスムーズにしたいではないかと、これは、個人のほうで累進にしないで比例税率にしているということ、そしてその税率をかなり下げていくということ、これはむしろ供給促進のほうの譲渡税として役立つというはずでございます。で、その場合に、供給促進の上に役立つておりますところの四十四年からの税制について、今後どう考えるべきかというのは、ただいま大臣からお答えいただきましたように、今後しばらく様子を見た上であの臨時措置、五十年で切れることになっております臨時措置を、どう持つていくかということ、で考えなければならぬ問題だということに思っております。

○委員(藤田正明君) ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○委員(藤田正明君) 速記入れて。
ただいま議題となっております四案中、入場税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案に対する本日質疑はこの程度といふたします。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(藤田正明君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。

○戸田菊雄君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました法人税法と租税特別措置法の二改正案に反対の立場で討論を行なうものであります。

初めに法人税についてであります。反対の理由は、大企業の税負担が軽減されるということであり、勤労所得者、特に、サラリーマンの課税最低限は、最低生活費にまで食い込み、かつ、住民税は過酷なものであります。反面法人税は、アメリカとの比較でも明らかに、資本配分率では、日本はアメリカの二倍半多く、税負担と賃金はきわめて低く、大企業は多くの利潤を収めているのであります。国内においても他企業との比較でも、大企業は税負担率がきわめて少ないのであります。税負担の公平の原則に沿うように、年次計画を樹立し、直ちに法人税率を引き上げるべきであります。

次は、租税特別措置法についてであります。反対の第一は、憲法八十三条の要請に反するからであります。租税特別措置は、財政補てんの機能の役割りを果たすものであります。日本国憲法八十三条は、財政主義を強調し、補助金等の国費の支出は、国会のコントロールは個別的で、かつ、具体的でなければならぬことを要請されているのであります。租税特別措置は、財政議会主義を形骸化させるとともに、実質的には隠れた補助金であります。憲法の要請にそむくものであります。

第二は、利子所得、配当所得の分離課税は直ちに全廃すべきであります。税の総合累進課税を形骸化せしめ、税の不公平を拡大するその元凶は、利子所得と配当所得の分離課税であります。今日までの審議でも明らかのように、課税最低限(所得税、住民税等との比較)一つを見ましても、いかに妥当性を欠くものであるかが明らかであります。

結果的には、租税制度の持つ所得再分配及びビルト・イン・スタビライザーの機能を減殺し、一般の納税モラルを低下させ、大衆重課を促進する本措置は、直ちに廃止すべきであります。

第三は、交際費課税についてであります。今回の改正で千分の七十五に引き上げましたが、商取引と社会風潮をゆがめ、かつ、本質的には、経営上の経費にならない交際費は一〇〇％課税すべきであります。

第四は、土地税制についてであります。土地保有税の真のねらいは、所有する土地を吐き出させ、住宅並びに公共用の社会資本充実に、低廉で提供することにならねばなりません。今回の改正は、制度上では地方税法を複雑化し、土地保有税は取得価格の一・四％、土地取得税は取得価格の三％では、土地を吐き出させ、地価高騰を抑制し、投機抑制を望む国民の当面の解決はできないからであります。また、土地譲渡税では、従来の開発利益はもちろぬ、猶予期間の開発利益に對しても特別の負担を免除し、かつ、民間デベロッパーを除き、ほかにも除外範囲を拡大し、まさに法のそりを免れないからであります。

ほかに、中小企業諸団体の多年の要望でありました事業主報酬制度が創設されましたが、内容は、青色申告者のみに限られておりますが、この特典は、事業を行なう者にはすべて記載させ、全納税者に適用を拡大すべきであります。

以上、今回改正に対する反対理由を申し上げましたが、大企業にとって重要な措置は一切手つかずに温存され、一貫して大企業優遇措置を持続しようとする政府の態度に對し強く反省を求め、反対討論を終わります。

引き上げるとともに、役務の割賦販売について割賦基準の適用を認めるものであります。これらの措置は、中小企業の体質強化をはかる上で、まことに適切な措置であり、また、現下の社会経済の実態に即したものと考えます。

本委員会の審議におきましては、法人税率を引き上げるべきであるとする議論もありましたが、今回の内閣提出の改正案は、法人の税負担を課税所得の拡大によって増加せしめるという見地から、産業関連の租税特別措置について平年度約四百億円に及ぶ整理縮小をはかっております。法人の税負担の軽減については、前向きに検討すべき問題であります。さしあたりは改正案の程度とし、これを第一歩として今後福祉関係の財政需要の増加状況等を見合わせつつ、適切な措置を講じていくことが最も当を得ているものと勘考するものであります。

次に、租税特別措置法改正案について申し上げます。今回の改正案で、まず第一にあげられるのは、法人の土地譲渡益に対する重課等の土地税制の改善であります。今日多大の批判を浴びている法人の土地投機を抑制するため設けられたこの措置は、その解決に十分役立つことが期待されるところであります。

第二は、産業税制の改廃合理化であります。産業優先から福祉重視へという政策方向に即し、重要産業用合理化機械の特別償却制度、価格変動準備金制度を初めとし、各種産業税制の改廃を推進することとしております。また、交際費課税を強化する措置も講じております。

他方、福祉対策としては、歳出面における各種施策を補完するため、高齢者年金特別控除制度の創設などきめこまかな措置を講ずるほか、勤労者財産形成、住宅対策として勤労者財産形成貯蓄にかかると住宅貯蓄控除制度の拡充、中小企業対策として事業主報酬制度の創設を行ない、そのほかに農林漁業対策、公害対策、資源対策等にも手厚い措置が講じられているなど社会経済情勢の変化に

十分即応し、国民の納得の得られる改正案であると思われず。

なお、租税特別措置につきましては、既得権化や慢性化があらはれないものであり、引き続き四十九年度以降におきましても、政府は、課税公平の原則に立って、その政策目的の合理性、政策手段としての有効性について十分検討し、随時見直しを行なうよう強く要望いたしておきます。

以上、申し上げました理由により、私は、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案に賛成の意向を表明するものであります。

○多田省吾君 私は、公明党を代表いたしまして、議題となつております法人税法の一部改正及び租税特別措置の一部改正につきまして反対の立場を明らかにし、若干反対の理由を述べます。

法人税法の一部改正に反対の理由は、極端に低い大企業、大法人の法人税率を引き上げないで据え置きたこととあります。わが国の法人税率は、基本税率三五％、特別措置一・七五％、合わせて三六・七五％であり、実効税率は、地方税等を含めまして四五・〇四％にすぎません。西欧諸国の場合は、アメリカの五一・六％、西ドイツの四九・〇五％、フランス五〇％等であり、また、税調でも、福祉充実のためには法人に自分の負担を求めるべきであるといっております。特に、最近の大企業、大商社の反社会的な買い占めや投機は、法人所得を法人擬制税の名のもとに保護してきた在来の法人税制は大きく転換される時期にきているのではないかと思ひます。来年度で待たずに、引き上げられるべきであった法人税率が、そのまま据え置かれたことは、何といつても納得できないところであります。また、大法人と中小法人の税負担の不均衡も見がすこととはできません。所得税減税が物価調整減税にも及ばなかったことと比べ、法人税優遇には強く反対いたします。また、わが国の法人税体系はシャープ税制勧告以来法人擬制説の立場に立って、法人間の受け取り配当に非課税の措置をとつたり、配当分の税率軽減をしたり、悪い部分だけ乱用し、

しかも肝心のキャピタルゲインに対しては非課税などの立場をとる等、一貫した措置がとられず、大法人優遇の原理が何よりも支配的なものはなほどうなすけないのであります。

次に、租税特別措置につきましては、従来より数多く指摘されましたように、中小企業や大衆向けの租税特別措置による特別減免税も若干ありましたが、全体として、大企業、大商社、特定の産業、個人の高額所得者等に対しては、租税特別優遇措置が多くとられ、また、現行の所得税制にも、法人税制にも、各種の資本優遇措置が導入され、担税力に応ずる租税負担実現のための累進総合課税の原理は多くの面で崩壊せられ、税負担の不公平はますます著しくなつております。

われわれは、これら各種大企業優遇、輸出優遇、資本優遇の租税特別措置をさらに大胆に整理、改廃する必要もあり、また交際費課税等もさらに強化すべきであつたと思ひます。四十八年度の租税特別措置による特別減免税額は、事柄の性質上交際費課税強化を別にしますと、国税だけでも実質六千四百五十億円に達し、所得税法や法人税法にある特別減免税を含めればまたこれに比べ大金額に達するものであります。これは社会正義の上からも、税負担公平の立場からも、租税特別措置の大胆な整理、改廃をもつと本年度においてなすべきであつたと思ひます。

土地税制におきましても、まだまだ不十分であり、法人の譲渡益分離二〇％の課税と、地方税保有税一・四％が創設されましたが、民間デベロップは事実上課税対象からははずれ、骨抜きとなり、土地投機についてはやはり野放しと言ふべきであります。

以上の諸理由により、法人税法の一部改正、租税特別措置の一部改正に強く反対するものであります。

○栗林卓司君 私は、民社党を代表して、法人税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について反対の討論を行なうものであります。

これまで政府は社会保障水準のすみやかな引き

上げを主張する意見に対して、将来の負担増を考へると、慎重に考へざるを得ないと答弁してきました。この将来の負担増という点について、私は、次の政府答弁を思い出します。

先般の委員会において、政府から法人税をあまり引き上げると、将来財源がなくなつたときに困る、対策が打てなくなるといふ旨の答弁がありました。これは法人税を増税の安全弁として見ていくということになります。しかし、それでよいのかどうか。もちろん政府は、租税特別措置法の改正によつて、法人の税負担はふえていくことを主張されると思ひます。しかし問題は、法人税が前年に比べてふえたか減つたかだけではないと思ひます。法人税を安全弁とした税収のワク内で政府は仕事をすればいいのか、それとも解決すべき政治課題に對し、その所要財源の調達をどのように税制面に反映するかという立場で仕事をするか問題だと思ひます。私は、別に理屈を申し上げていふつもりはありません。政府は、今回の見るべき提案のない法人税改正案に對し、来年度は洗い直しをしたい旨の回答を繰り返してまいりました。一年おくれになるが、政治は継続してきているのだという答弁もありました。しかし、その一年おくれということに對し、私たちが、社会保障の水準引き上げが一年おくれになるという意味だと読み取つたとしても当然でありましよう。具体的に言えば、青年時代を戦時体制下に送り、戦後は先がけて復興の中核となり、ようやく老齢になるに及んで核家族化の波に洗われている人たちに對して、政治の手が一年おくれになることにほかなりません。税法と国の財政は首尾一貫したことが、国民の心は破れていふと言つては言い過ぎではありましようが、来年度の税制改正に期待することを強く求められながら、不十分な面の多い昭和四十八年度税制改正案の審議を終わるにあつて、その感を深くしないわけにはまいりません。この上は来年度の税制改正にあつての抜本的な再検討を要請して反対の討論を終わります。

○塚田大願君 私は、日本共産党を代表して、た

だいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案に賛成、租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対の態度を表明します。

まず、法人税法の一部改正法案に賛成する理由であります。今回の改正は、同族会社の留保所得課税について留保控除の中の定額控除部分を三百五十万円から五百万円に引き上げるものであり、同族会社の九十数％を占める中小企業家にとつては一定の改善となつていふと認められるからであります。もとよりわが党は、上場大法人と同族会社とのバランスを理由に、同族会社に対し、普通法人の課税のほかに、同族会社の留保金に対する特別課税を重課している制度そのものには反対であります。この制度のワク内で留保控除額を引き上げると、現在の中小企業にとつては所得の増加と、銀行借入れを有利にする一定の前進的役割りを果たすものと考え、賛成するものであります。

次に、租税特別措置法の一部改正案に反対する第一の理由は、依然として大企業、大資産家に対する特権的な減免税を続けようとしていふからであります。たとえば、重要産業用合理化機械等の特別償却率の低減を一方で行なうとともに、他方では公害対策を名目に特別償却の対象施設を拡大し、振りかえを行なうとしていふことでも明らかであります。さらに、資源対策と称して、資源開発、投資損失準備金の開発段階における積み立て率を現行の三〇％から五〇％に引き上げるなど、ますます特定の大企業のための特権的減免税にしよつていふのであります。

反対の第二の理由は、今度創設される土地税制が、国民の要求する地価抑制の要求にこたへるものではなく、逆に大不動産会社などの土地投機による買い占めを追認し、それによる高利潤をこの税制で保証するものと判断できるからであります。わが党は、大法人の土地譲渡益に對して、七〇％の分離課税を課すとともに、大法人の保有する土地を収用して、勤労国民に確実に渡り得るような措置をとるべきであると主張するものであります。

ます。

反対の第三の理由は、中小、零細企業のためと称する事業主報酬制度の創設が、実は長い間、中小企業家の要求してきた、いわゆる自家賃賃制度とは異なったものであり、圧倒的多数を占める中小、零細業者には無縁のものであるだけでなく、この制度は青色と白色、青色内部では中小企業の一部上層企業と、それ以外の企業の分断をはかるものであり、さらに記帳義務を強要することによって、付加価値税の導入を準備するものと考えざるを得ません。

以上、租税特別措置法改正案の主な特徴を取り上げて反対の理由といたしました。わが党は総額三兆円に及ぶと見られる租税特別措置による特権的減免税制度を廃止し、租税における公平の原則を名実ともに打ち立てるべきことを主張して、私の討論を終わります。

○委員長(藤田正明君) ほかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

まず、法人税の一部を改正する法律案の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田正明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田正明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(藤田正明君) 次に、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、愛知大蔵大臣から趣旨説明を聴取いたします。愛知大蔵大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

わが国は、昭和三十年及び三十一年にそれぞれ第一次及び第二次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を締結し、米国の農産物の購入に関連し、約一億五千万ドルの借款を受けました。また、昭和三十七年には、日本国に

対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を締結し、戦後米国から受けた経済援助の最終的処理として四億九千万ドルの債務を負いました。これらの対米債務の返済は、現在、産業投資特別会計の負担において毎年二回の分割払いにより行なわれており、現在の債務残高は、前者については約九千三百万ドル、後者については約一億一千二百万ドルであります。

最終支払期は、前者については第一次、第二次とも昭和七十年、後者については昭和五十二年となっております。

ひるがえって、わが国の国際収支の動向を見ますと、数年来かなり大幅な黒字基調が続いているのに対し、米国の国際収支の赤字は依然として大きく、特にわが国に対しては大幅な輸入超過となっております。

このような状況にかんがみ、先に申し述べました対米債務は、この際、昭和四十八年度に一括し

て繰り上げ償還することとし、これに伴う当面の資金繰り上げ必要となる資金を、産業投資特別会計において、昭和四十八年度から五十年までの各年度に借り入れることができることとする等の特別措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

なお、このため必要な予算措置については、昭和四十八年度産業投資特別会計予算に所要の額を計上し、御承認を得た次第であります。

繰り上げ償還は、この法律成立後、日米間で所要の手続を経て実施することとなりますが、その時期としては、五月一日を予定しております。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤田正明君) 次に、補足説明を聴取いたします。林国金融局長。

○政府委員(林大造君) 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

政府は、提案理由説明で申し上げましたとおり、第一次及び第二次の農産物に関するアメリカ合衆国との間の協定に基づいて受けた借款及び戦後の経済援助の処理に関するアメリカ合衆国との間の協定に基づいて負担した債務の未償還残高を、一括繰り上げ償還することを予定しております。これらの対米債務の返済は、現在産業投資特別会計の負担において行なわれておりますが、今回繰り上げ償還を行なうことに伴い必要となる特別措置を定めることとした次第であります。本法案第一条は、このような法制定の趣旨を明らかにしております。

産業投資特別会計においては、今回の繰り上げ償還に伴う当面の資金繰り上、昭和四十八年度から五十年までの各年度において借入金をするものとしております。本法案第二条は、産業投資特別会計が借入金をすることができるとするた

めの特別措置を定めたものであります。

なお、産業投資特別会計が借入金をすることに伴い、当該借入金、その償還金及び利子についての会計処理上の取り扱いに関し、本法案の第三条において、技術的な規定をしております。

以上、法律案の提案理由を補足して御説明申し上げた次第であります。

○委員長(藤田正明君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回の委員会は、四月二十四日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会をいたします。午後六時二十七分散会。

四月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月六日)
一、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案